
第3次さがみはら文化芸術振興プラン

～ 心豊かに 人とまちが輝く 市民文化都市 さがみはら ～

(案)

相模原市

目次

第1章 プランの策定に当たって	1
1 プラン策定の目的	1
2 計画期間	2
3 プランの位置付け	2
4 第2次プラン策定後の文化芸術を取り巻く状況の変化等	4
5 第3次プランにおける文化芸術の捉え方	6
第2章 相模原市の文化的特徴	8
1 市の特徴	8
2 市の文化芸術に関する取組	11
3 各種調査結果	12
4 第2次プランから見た現状と課題	20
第3章 基本方針	22
1 策定に当たっての視点	22
2 基本理念	22
3 基本目標	23
4 計画の体系	24
第4章 具体的な取組	25
第5章 重点項目	40
第6章 推進体制	45
1 推進体制	45
2 プランの進行管理・評価	47

参考資料

- 1 相模原市文化振興審議会規則
- 2 相模原市文化振興審議会委員名簿
- 3 相模原市文化振興審議会開催経過
- 4 第3次さがみはら文化芸術振興プラン策定体制
- 5 市民意識調査（市民アンケート調査）結果
- 6 用語集

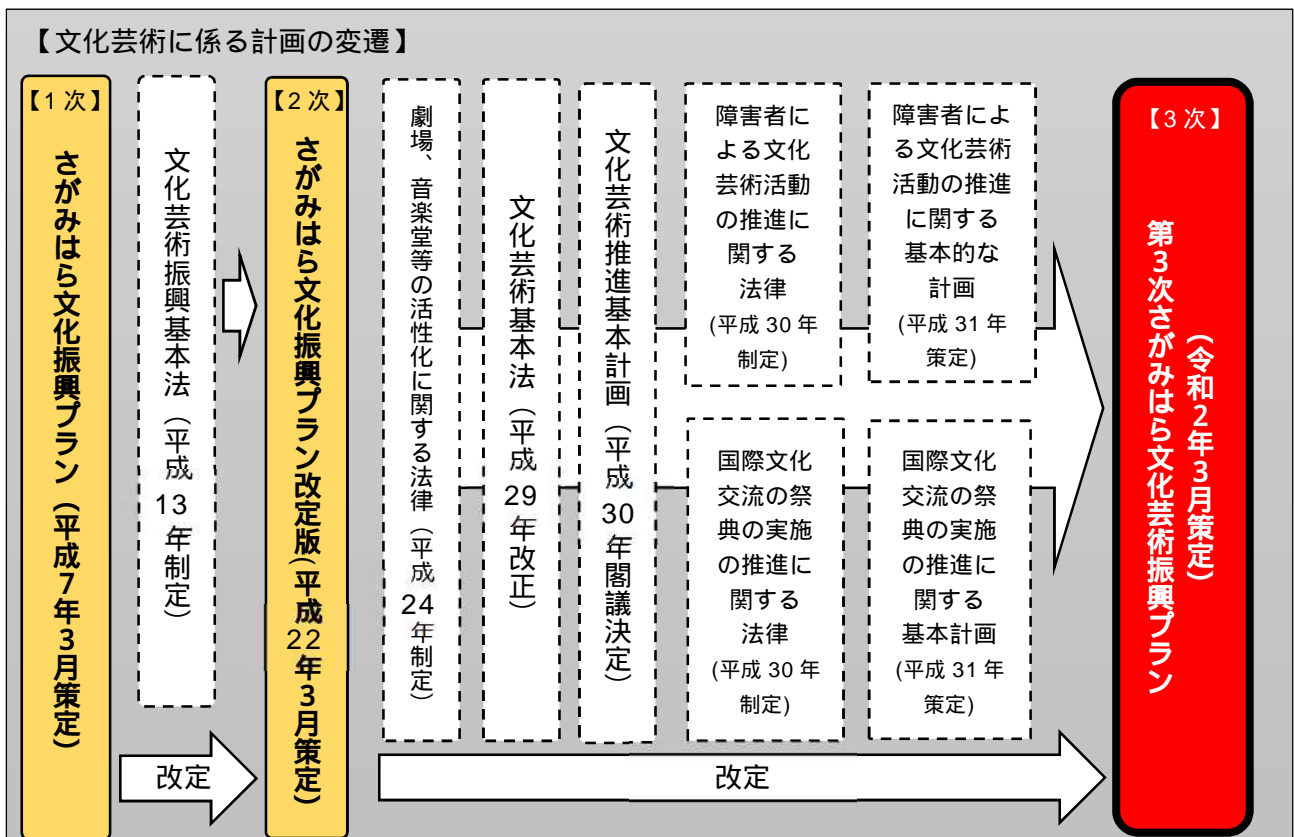
第1章 プランの策定に当たって

1 プラン策定の目的

第3次さがみはら文化芸術振興プラン（以下「第3次プラン」という。）は、相模原市総合計画（以下「総合計画」という。）の部門別計画¹として策定するもので、文化芸術振興の目標や取り組む施策を明らかにし、本市の文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進することにより、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会を実現するとともに、年齢や性別、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての市民が文化芸術に関する活動を行う権利をお互いに尊重し合う社会の実現に寄与することを目的としています。

策定に当たっては、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づく国の文化芸術推進基本計画（平成30年3月閣議決定）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）に基づく障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（平成31年3月策定）及び国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（平成30年法律第48号）に基づく国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画（平成31年3月策定）を踏まえるとともに、本市の歴史や先人たちの営みにより培われてきた文化及び文化芸術施策の現状や課題を把握するため、市民意識調査（以下「アンケート調査」という。）や文化関係団体等へのヒアリングを実施しました。

第3次プランは、こうして把握した文化芸術に関する現状や課題を踏まえ、本市における今後の文化芸術振興を推進していくために、必要な事項を示すものです。



2 計画期間

第3次プランの計画期間は、上位計画である総合計画の計画期間に合わせ、令和2年度から令和9年度までの8年間とします。また、社会状況の変化や市民ニーズを踏まえて、令和5年度を目途に検証と評価を行い、その結果に応じて見直しを行うものとしてします。

<市の計画>

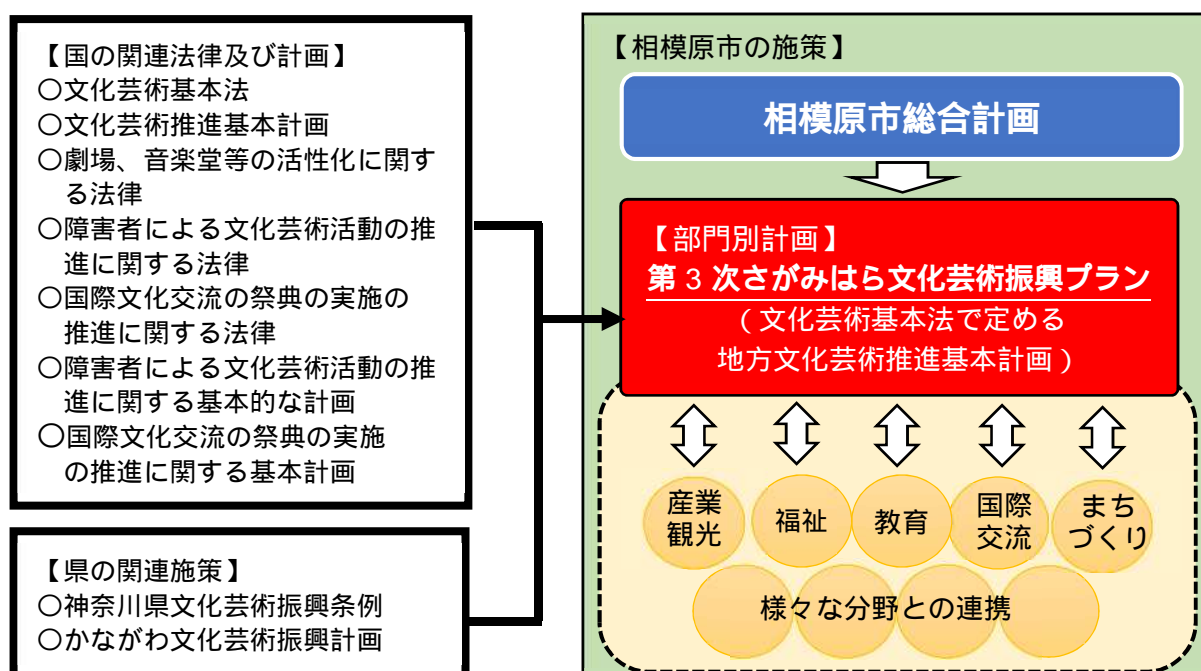
計画名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
相模原市総合計画	令和2年度～令和9年度							
第3次さがみはら文化芸術振興プラン	令和2年度～令和9年度							

<国・県の計画(参考)>

計画名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
文化芸術推進基本計画	平成30年度～令和4年度			----->				
かながわ文化芸術振興計画	令和元年度～令和5年度				----->			

3 プランの位置付け

第3次プランは、関連する法律や計画等との調和を保つとともに、総合計画の部門別計画及び文化芸術基本法第7条の2第1項の規定に基づく地方文化芸術推進基本計画として策定するものです。



～ 持続可能な開発目標（SDGs）²と第3次プランとの関係 ～

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。



第 3 次プランは、SDGs の理念である包摂性、参画型、統合性等を踏まえ、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術と関わる機会を創出することや、市民、文化団体、企業、教育機関等多様なステークホルダー³との連携、産業・観光等の分野との相乗効果等を念頭において策定しています。

第 3 次プランを推進し、更なる文化芸術の振興と、文化芸術を通じた活力が創出される市民文化都市を実現することは、SDGs のゴールである「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「11 住み続けられるまちづくりを」及び「17 パートナーシップで目標を達成しよう」等の達成につながります。

持続可能な社会の実現には、市民に公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するとともに、文化芸術振興に繋がる観光業を促進するための施策を立案し実施する必要があります。

また、文化芸術作品や有形・無形文化財などの文化資源を適切に保存し活用を図るとともに、行政のみならず、市民、文化団体、民間事業者、公益的団体、教育機関などの多様な主体が、それぞれのレベルに応じて課題解決に向けて参画することが重要です。

【特に関連の深いゴール】



4 第2次プラン策定後の文化芸術を取り巻く状況の変化等

さがみはら文化振興プラン改定版（以下「第2次プラン」という。）を策定した平成21年度以降、文化芸術に関連して、社会状況や国、本市において様々な変化が生じています。

（1）社会状況の変化

少子高齢化やグローバル化の進展など、社会の状況が著しく変化する中で、文化芸術を取り巻く環境も大きく変わり、分野によっては後継者の育成や適切な専門的人材の確保などが困難になってきています。また、スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含むインターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及が進み、様々な情報を網羅的かつ迅速に知ることができることに加え、情報の受け手としてだけでなく誰もが情報を気軽に発信することが可能になっています。

また、こうした情報や画像処理等の技術革新は、アートの世界にもメディア芸術など新たなアートの台頭をもたらしたほか、インターネットなどを通じて伝統芸能などの日本特有の文化や伝統が海外から注目を浴び、外国人旅行客数が増加しており、令和2年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として更なる増加が予想されています。

このような社会状況の変化の中で、本市が持つ文化資源を生かして魅力を高めていく取組や様々な媒体を活用して効果的に情報を発信するとともに、次代を担う人材の育成に取り組むなど対外的なイメージの向上や文化芸術に関する振興施策を推進していく必要があります。

（2）国の動向

文化芸術関連の法律や新たな計画の策定

平成29年に文化芸術振興基本法が改正され、名称も文化芸術基本法に改められました。法改正では文化芸術振興基本法の制定から約17年が経過し、様々な社会状況の変化が進む中で、文化芸術による新たな価値の創出を広く国際社会に示す重要な契機であるという認識の下、文化芸術立国の実現を目指すとともに、観光やまちづくり等を通じた文化芸術の新たな価値の創出を図ることなどが盛り込まれました。また、文化芸術そのものの振興に加え、観光、教育、福祉、まちづくり、国際交流、産業等の分野の施策についても法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術の更なる伝承、発展及び創造につなげていくことの重要性も明らかにされました。

また、文化芸術基本法に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする国の文化芸術推進基本計画が策定されたほか、平成30年6月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が制定され、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることや、国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することなどが定められました。平成31年3月にはこれらの法律に基づく基本的な計画も策定されています。

求められる地方文化行政

国の文化芸術推進基本計画や障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画において、

各地方公共団体が地方文化芸術推進基本計画等を策定する際には、国の計画を参酌し、地域の特性に応じた文化芸術に関する計画策定と、施策の積極的な推進に努めることとされています。各計画で明記された目標や戦略、施策の方向性は以下のとおりです。

計画名	目標（目指すべき姿）	戦略（基本的な方向性）
文化芸術推進基本計画	文化芸術の創造・発展 ・継承と教育 創造的で活力ある社会 心豊かで多様性のある社会 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム ⁴	文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成
計画名	施策の方向性	
障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画	鑑賞の機会の拡大（鑑賞に対する支援体制の整備、地域における鑑賞機会の創出、義務教育における取組、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体的な実施等） 創造の機会の拡大（多様な創造活動の促進等） 作品等の発表の機会の確保（地域における発表機会の創出等） 芸術上価値が高い作品等の評価等（作品や芸術家等の情報収集・発信と環境整備等） 権利保護の推進（権利保護に関する研修等の実施等） 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援（地域における支援体制の促進等） 文化芸術活動を通じた交流の促進（地域におけるネットワークづくり等） 相談体制の整備等（地域における相談体制の整備等） 人材の育成等（地域における多様な人材の育成等） 情報の収集等（多様な情報の収集・発信・活用等） 関係者の連携協力（地域におけるネットワークづくり等）	

（３）本市の取組

本市は、平成 21 年度に策定した第 2 次プランで掲げる「夢輝き 未来をはぐくむ 市民文化都市 さがみはら」の実現を目指して、市民文化祭や総合写真祭フォトシティさがみはらなどの市民文化活動の支援に取り組んだほか、文化芸術活動に対する顕彰制度として「文化・スポーツ表彰」を新設するなど文化芸術の振興に向けた取組を推進してきました。

また、平成 24 年度に文化芸術活動や交流活動の場として「もみじホール城山」を開館したほか、文化芸術振興施策の一環として、本市の美術環境に恵まれた地域特性や美術に関わる豊富な活動実績を生かし、「さがみはらの未来へ向け、市民とともに、まちづくり、ひとづくり、ものづくりをおこなうアートフィールド⁵の拠点」を基本理念とした美術館基本構想を平成 28 年 5 月に策定しました。現在は、美術館基本構想を踏まえたアトラボはしもとの再整備に向けた検討を進めるとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化事業「さがプロ 2020 文化事業⁶」などの取組を進めています。

5 第3次プランにおける文化芸術の捉え方

(1) 文化芸術とは

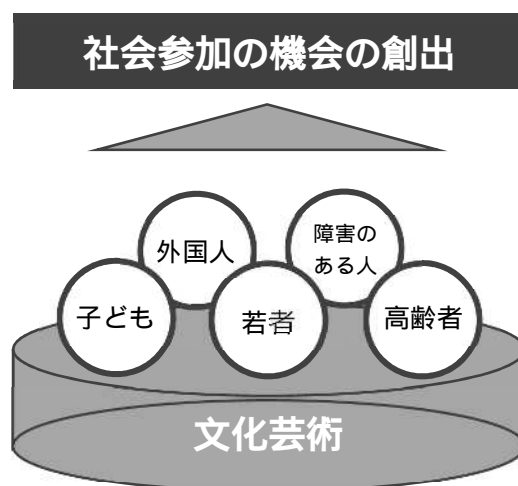
文化芸術基本法では、文化芸術を人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するもので、さらに、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものとしています。

戦後に誕生した市としては初めての政令指定都市として、交通インフラや産業の更なる発展を続ける本市において、街の成熟とそこに暮らす人々が輝くため、文化芸術はますます重要なものとなっています。

(2) 文化芸術の意義

文化芸術は、心の豊かさや活力、創造力の源泉となり、豊かな人間性のかん養に寄与し、人間相互の理解を促進するなど共に生きる社会の基盤を形成するものです。また、子ども・若者、高齢者、障害のある人、在留外国人等それぞれの持つ力を最大限に引き出し、社会への参加機会を開くものでもあります。さらに、文化芸術が観光や教育、スポーツなど他の分野と結び付くことにより、新たな需要や高い付加価値を生み出すことができます。

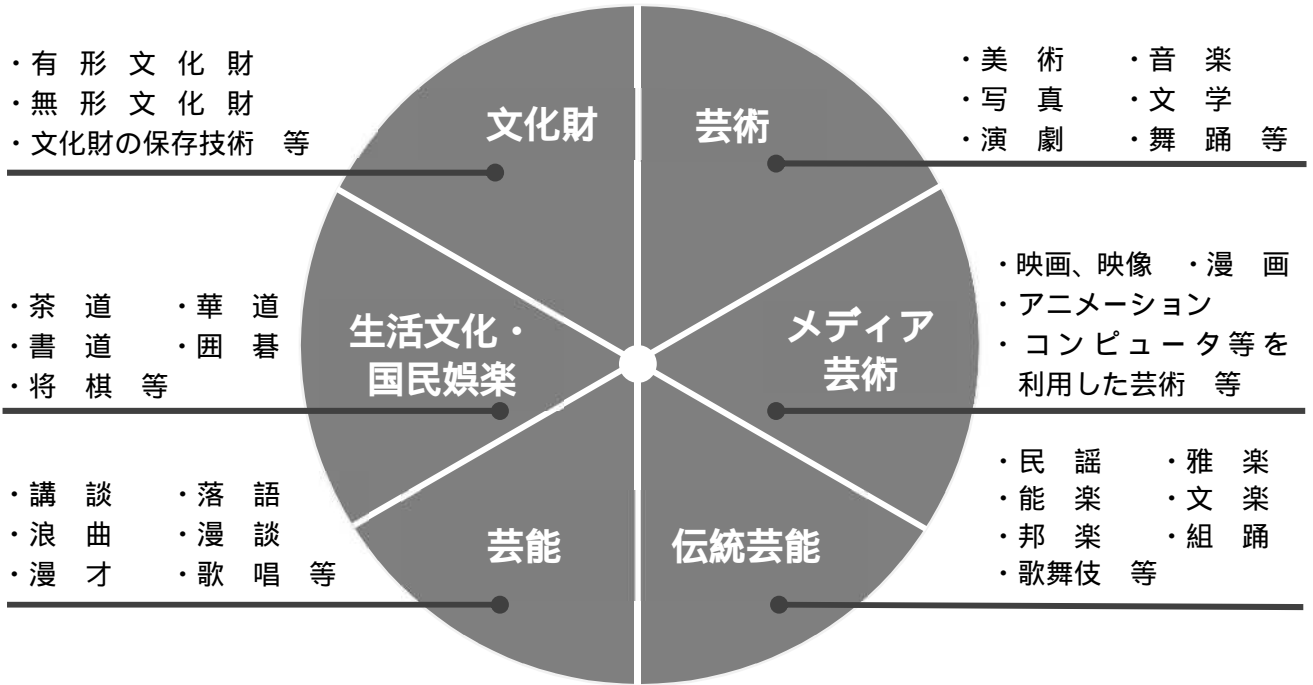
文化芸術の振興を図ることは、年齢や性別、国籍、障害の有無にかかわらず全ての人が「共にささえあい生きる社会」の実現に寄与し、人々の日常生活に楽しさや生きがいを与え豊かな心を育むだけでなく、社会とのつながりや交流などを通じて人生に潤いを与えることのできるものであると言えます。



【文化芸術の社会的意義のイメージ】

(3) 第3次プランにおける文化芸術の範囲

第3次プランにおいては、文化芸術基本法に示されている内容を踏まえ、相模原市でこれまで育まれてきたものを総称して「文化芸術」とし、具体的には下記の6分野を範囲とします。



第2章 相模原市の文化的特徴

1 市の特徴

(1) 市の概況

本市は昭和29年に市制を施行し、神奈川県で10番目の市として誕生しました。昭和30年に地勢の特色を生かして内陸工業都市を目指し、工場誘致条例を制定して工場の積極的誘致を図りました。昭和33年8月には、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)による市街地開発区域第1号の指定を受けたことを契機として、企業や住宅団地の進出が活発になりました。折から国の高度経済成長政策や、首都圏に位置していたこともあり、昭和30年代からはベッドタウンの様相も呈するようになりました。人口も昭和42年に20万人を突破するとその後も全国でもまれにみる急増を続け、平成15年に中核市に移行しました。その後、平成18年に津久井町及び相模湖町、平成19年には城山町及び藤野町と合併し、人口が70万人を超え、平成22年4月に政令指定都市へと移行しました。津久井地域との合併により、相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖等の水がめを抱えたほか、市の北西部には急峻な山々が連なり、南西部には丹沢大山国定公園に指定されている森林地帯があり、豊かな自然を形成しています。

(2) 市の文化的特徴

本市には、市内及びその周辺に大学などの美術系専門教育機関があるほか、アートラボはしもとや相模原市民ギャラリー、藤野芸術の家などのアート系公共施設があります。また、数多くのスタジオ(作品制作場)があるほか、多くの芸術家や若手アーティストが在住しているなど、美術環境に恵まれた特性を有しています。また、各文化団体主催の企画展の開催や子どもを対象とした音楽鑑賞事業等が実施されるなど、文化芸術の振興に向けた団体活動が活発に行われています。

さらに、優れた芸術作品に触れる機会の提供や文化芸術活動の場を拡大するため、音楽や演劇などで鑑賞や発表を行うことが出来るホールなどの文化施設を有しているほか、地域の学びの拠点となる公民館が32館あり、各館において様々な市民文化団体が活動をしています。

また、第2次世界大戦の最中、日本を代表する近代画家たちが疎開し創作活動を行っていた経緯から、暮らしと芸術が調和したまちづくりを進めてきた藤野地区には約30点もの野外環境彫刻作品を野外展示している「芸術の道」があるほか、市内には小原宿本陣をはじめとする様々な文化財もあります。

主な文化施設や文化財については、次のとおりです。

主な文化施設

アートラボはしもと

美術系大学等との連携によるワークショップ⁷やまちづくり活動等を通じ、様々なアート事業を展開する「アートの活動拠点」です。

ここでは大学で専門的にアートを学んでいる美大生や若手アーティストを中心に、企画の立ち上げや制作活動、作品展示等を行っています。



相模原市民ギャラリー

J R横浜線相模原駅の駅ビルの中にある本格的な展示設備を持つ公共ギャラリーで、絵画や写真、書、工芸等、市民が日ごろの制作活動を発表する場として利用されているほか、市の収蔵美術品を中心とした企画展や芸術家の団体による会員展、更には総合写真祭フォトシティさがみはら等が開催されています。また、市ゆかりの作家を紹介するミニ展示コーナーもあります。



相模原市文化会館（相模女子大学グリーンホール）

相模大野駅近くにある多目的ホールで、1,790席の大ホールや床可動装置を備える多目的ホール、リハーサル室や練習室などを併せ持ち、市民に芸術文化に触れる様々な機会を提供しています。特に大ホールで行われるコンサートやミュージカル、バレエ、舞踊などは芸術性の高い国際レベルのものが多く、施設の特徴となっています。



杜のホールはしもと

橋本駅近くにある多目的ホールで、535席のホールや展示・式典等にも使える多目的室、音楽スタジオや練習室などを備えています。コンサートをはじめ、演劇やミュージカル・落語などが行われるほか、市民が文化芸術活動を実践する場としても活用されています。



国立映画アーカイブ相模原分館(旧東京国立近代美術館フィルムセンター)

日本唯一の国立映画機関で本館は東京の京橋にあります。「映画を残す。映画を生かす」ため、本館と分館の2館で約80,000本もの映画フィルムやポスター・脚本・機材などを収蔵しています。分館は保存専用施設であるため、通常は原版フィルムの保存やその修復・復元作業などを行っていますが、市との連携により、年に数回、映写ホールにおいて収蔵フィルムの上映会を開催しています。



藤野芸術の家

豊かな自然の中で陶芸や木工、ガラス工芸などが体験できる施設で、道具や材料が揃った各工房には専門スタッフがおり、指導を受けながら制作を楽しめます。また、音楽や演劇、ダンスなどの練習ができるスタジオがあり、プロのミュージシャンなどにも利用されています。レストランや宿泊機能もあるため、泊りがけでの制作活動が可能です。



文化財

「大日野原遺跡出土の土偶付深鉢形土器及び人体文深鉢形土器」が、令和元年9月30日に「相模原市文化財の保存及び活用に関する条例（平成12年相模原市条例第27号）」に基づき、市指定文化財として指定されました。その結果、相模原市内の指定文化財は91件、登録文化財は89件となっています。指定文化財の内訳は、国指定文化財が10件、県指定文化財が17件、市指定文化財が64件で、登録文化財は、国登録文化財が10件、市登録文化財が79件となっています。

（令和元年9月30日現在）

類型	種別	相模原市		神奈川県 指定	国指定		国登録	合計
		指定	登録		重要	国宝・特別		
有形文化財	建造物	7	13	3	1		10	34
	絵画	2		3				5
	彫刻	14						14
	工芸品			1	2			3
	書跡・典籍							0
	古文書	4						4
	考古資料	16		2				18
	歴史資料	10	12					22
無形文化財	演劇・音楽・工芸技術等							0
民俗文化財	風俗慣習・民俗芸能・ 民俗技術（無形）	3	7	3				13
	無形民俗文化財用の 衣服・器具等（有形）	1	26					27
記念物	遺跡（史跡）	6	17		4			27
	名勝地（名勝）		1					1
	動植物、地質鉱物 （天然記念物）	1	3	5	2	1		12
合計		64	79	17	9	1	10	180

斜線部：文化財保護法上の規定なし

史跡田名向原遺跡(国指定史跡)

区画整理事業に伴う発掘調査により、平成9年にわが国最古の建物跡と推定される後期旧石器時代末（約20,000年前）の遺構（住居状遺構）が発見された遺跡です。



旧青柳寺庫裡(県指定重要文化財)

江戸時代中期に建てられたと推定される建物で、県下の近世上層大形民家の間取りや構造を基本としながら、土間の妻側にも入口を設けた妻入りの形式となっているなど庫裡独自の要素を保っています。



田名八幡宮の的祭(市指定無形民俗文化財)

豊凶を占う歩射行事で、郷土の風俗慣習を知る上で極めて重要なものです。神官がくじ引きで正副の射手を決め、弓矢を授け、的場につき計12回射て、その年の作物の豊凶を占います。射手は満2歳から5歳までの男児で、前年に不幸のなかった家から選ばれます。



2 市の文化芸術に関する取組

(1) 第2次プランに基づく取組

第2次プランに基づき、これまで市として様々な事業を実施するとともに支援を行ってまいりました。また、民間団体による文化芸術振興に資する取組も活発に行われています。

平成22年度から令和元年度までの主な取組内容は、次のとおりです。

基本目標	主な取組	民間団体による活動	各取組から見えた主な課題
多彩な市民文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各文化協会、市民文化祭、フォトシティさがみはら等への支援 「文化・スポーツ表彰」の新設 公民館、相模原市民ギャラリー等の公共施設の貸出し さがみ風っ子文化祭⁸、児童工作展、子ども陶芸教室、あじさい大学⁹交流作品展等の開催 芸術家のスタジオ（作品制作場）を紹介する SUPER OPEN STUDIO¹⁰の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市民合同演奏会、市民交響楽団定期演奏会、民謡舞踊演奏大会、日本舞踊・箏・尺八公演会、美術展、華道展、写真展、合唱祭等の開催 民謡、ダンス、書道、マジック等の研修会や講座の開催 相模原ジュニアオーケストラ等のコンサートの開催 美術系大学主催ワークショップ等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 来場者や参加者、参加団体の固定化 作品の応募件数の減少 新規参加者の獲得
文化を身近に感じる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 街かどコンサート、市収蔵美術品展、相模原薪能、ふれあい文化講座¹¹等の開催 優秀映画鑑賞推進事業等の実施 文化芸術イベントガイドの発行 もみじホール城山等の整備 市美術館基本構想の策定、文化振興基金の設置 	<ul style="list-style-type: none"> プロ・アマ芸術家団体による様々な展覧会の開催 絵画を通じた国際交流の推進 プロの音楽家による小学生を対象とした鑑賞事業等の実施 文化施設におけるコンサート等の開催 大学美術館におけるコレクション展等の開催 公益財団法人相模原市民文化財団による情報紙 Move¹²等の発行による情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域での開催拠点の確保 周知方法の改善・充実
市民が誇れる文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存調査及び古民家園や史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）等の文化財施設を活用した体験教室の実施 郷土の自然や文化を継承するための各種収蔵資料を生かした事業の開催並びに相模原市史及び津久井町史の刊行 民俗芸能大会や小原宿本陣祭等の開催 文化芸術に関わる団体の後継者育成等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の文化財探訪の実施 機関誌「相模原の自然と文化」及び「さがみはらの民俗芸能」の発行 文化財団体による講演会の開催などの普及啓発活動の実施 教職員への研修や授業支援等の学校連携事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術に関わる団体の後継者不足 定例事業への参加者の拡大 若年層の事業への参画
文化を振興するための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> アトラボはしもと事業連携の協定を複数の美術系大学と締結 市民文化祭や市民合同演奏会等において実行委員会を組織 市民団体やボランティア、NPO、公益財団法人相模原市民文化財団との連携強化 さがみはら文化振興懇話会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会委員の後継者不足 指導者、ボランティア等の確保 若い世代との連携等も視野に入れた事業運営

3 各種調査結果

第3次プランの策定に向けた取組として、文化に関する市民の意識や文化活動の状況を把握することを目的にアンケート調査を実施するとともに、市内で活動している文化団体に対して、活動状況や今後の展望などについてヒアリングを実施しました。

(1) 市民意識調査（アンケート調査）

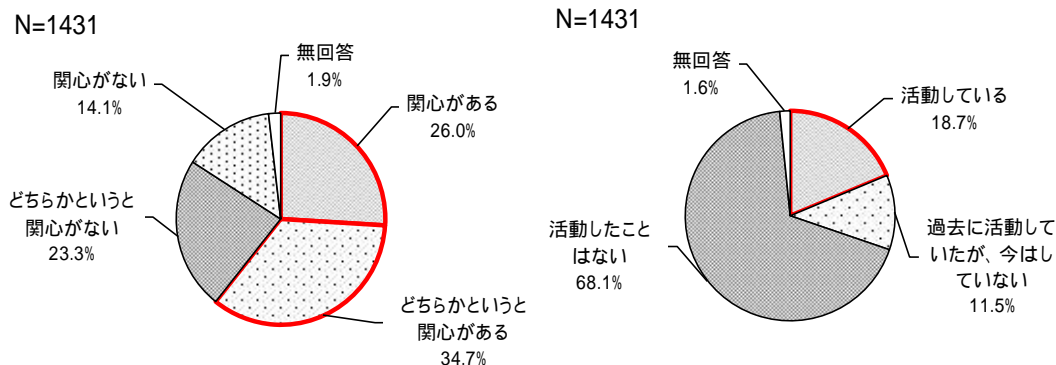
< 概要 >

実施期間	平成 30 年 9 月 7 日（金）～平成 30 年 9 月 28 日（金）
対象者	16 歳以上の市内在住者（3,000 人）
回答数（回収率）	1,431 通（47.7%）
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出（外国人含む。）
調査方法	郵送（郵送配布 - 郵送回収）
設問数	Face シート 5 問、質問 25 問、自由意見
調査項目	<p>A：回答者の属性に関する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢、居住年数、職業、子どもの有無、居住地区 <p>B：生活実態や考えに関する項目（質問：25 問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術分野への関わりの状況に関する事 ・文化的な活動状況に関する事 ・文化芸術の鑑賞状況に関する事 ・文化芸術活動をする上での情報に関する事 ・文化芸術施設の利用状況に関する事 ・市の取組に関する事 <p>C：文化芸術に関する意見や要望に関する事（自由意見）</p>

< 結果 >

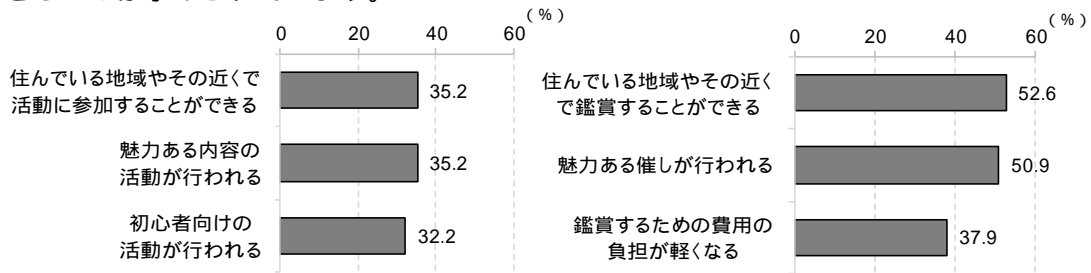
文化的な活動に対するアクセスについて

文化的な活動に関心のある人は6割程度ですが、過去1年間で文化的な活動をしたことがある人は2割弱となっています。文化的な活動をしたことがない理由では、気軽にやってみる機会がないことなどが挙げられています。



文化的な活動への関心度（左図）と過去1年間の文化的な活動の状況（右図）

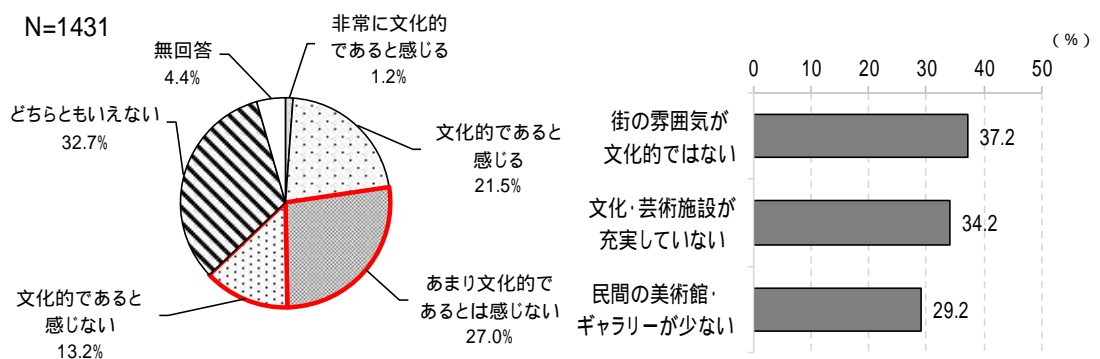
文化芸術に関する活動や鑑賞に参加しやすくなるために、住んでいる地域やその近くで参加できることが求められています。



文化的な活動への参加に必要なこと (上位3項目: 左図) と文化芸術の鑑賞に必要なこと (上位3項目: 右図)

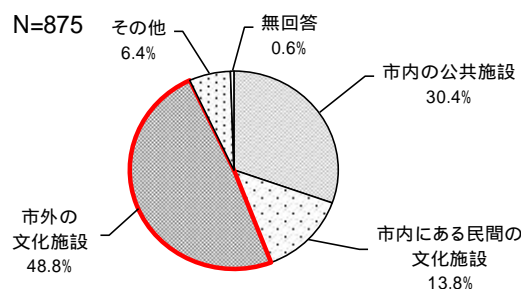
市内施設や取組の充実について

市を文化的な環境であると感じている人が2割程度であるのに対して、文化的であると感じない人が約4割と文化的であると感じていない人の方が多いう状況となっています。理由をみると、街の雰囲気文化的ではないが最も多く、次いで文化芸術施設が充実していないとなっています。



相模原市が文化的な環境であると思うか (左図) と文化的な環境ではないと感じる理由 (上位3項目: 右図)

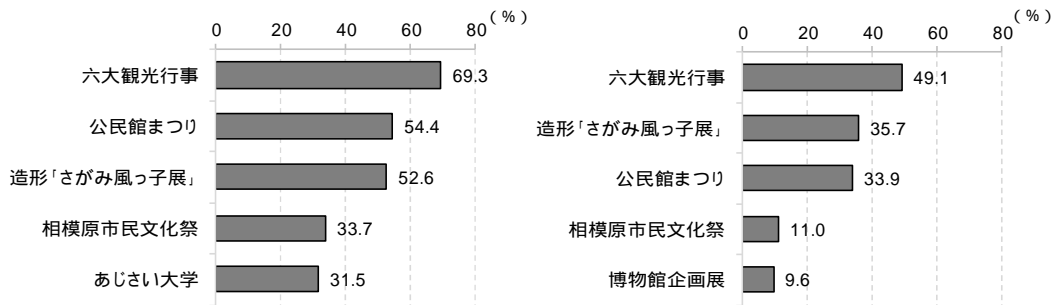
文化芸術の鑑賞の際に、市外の文化施設を利用する人がおよそ半数となっています。



文化芸術の鑑賞の際に利用する施設の場所

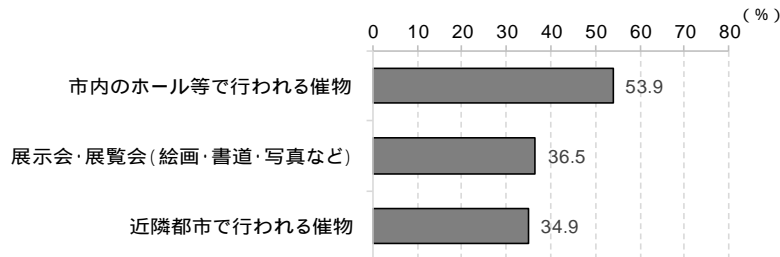
市内の文化施設や催物に関する情報発信について

六大観光行事や公民館まつりなど一部の事業を除いて、多くの事業が市民にあまり知られておらず、参加状況についても同様に低い状況となっています。



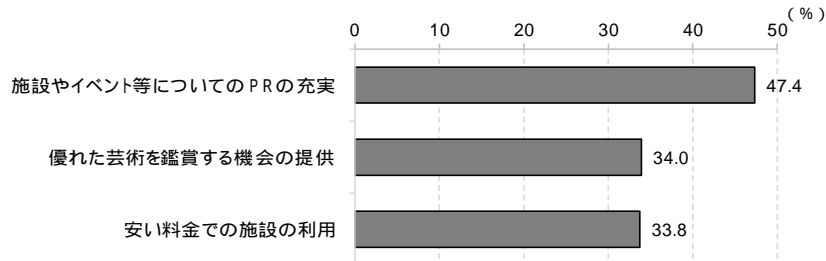
文化事業の認知度（上位5項目：左図）と参加状況（上位5項目：右図）
 六大観光行事...泳げ鯉のぼり相模川、相模の大凧まつり、上溝夏祭り、さがみ湖湖上祭花火大会、橋本七夕まつり及び相模原納涼花火大会

知りたい文化芸術の情報として、市内のホール等で行われる催物が5割を超えて最も多くなっています。



知りたいと思う文化芸術に関する情報（上位3項目）

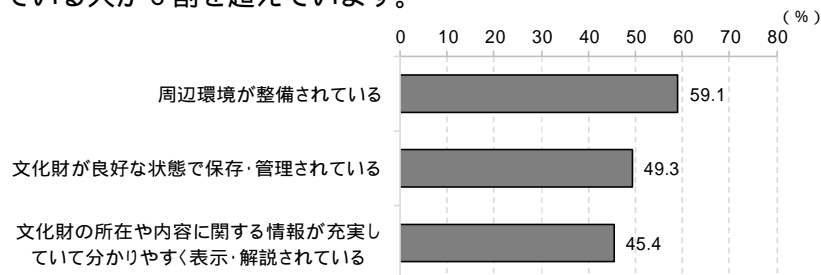
文化的な活動や鑑賞を活発に行うために、市の文化政策に期待することとして、施設やイベント等についてのPRの充実が最も多くなっています。



文化的な活動や鑑賞を活発化するために市の文化政策に期待すること（上位3項目）

文化財を観光の資源としての活用について

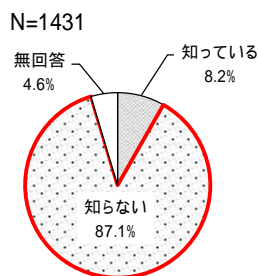
文化財を観光の資源として魅力あるものにしていくために、周辺環境が整備されていることが重要であるとしている人が6割を超えています。



文化財を観光資源として魅力あるものとするために重要であると思うこと（上位3項目）

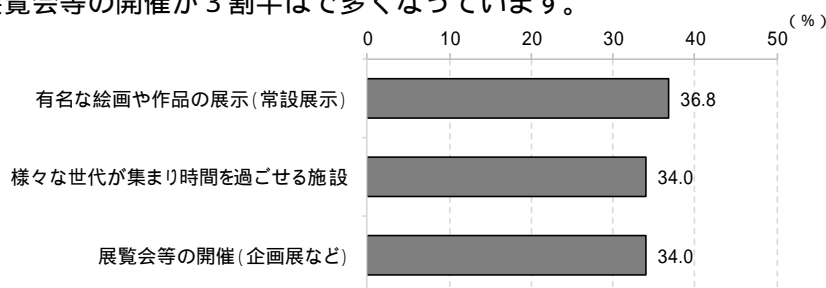
美術館の建設について

相模原市が美術館整備に向けた検討を行っていることを知っている人は、1割未満となっています。



美術館整備に向けた検討の実施の認知度

美術館を整備する際に望むこととして有名な絵画や作品の展示、様々な世代が集まり時間を過ごせる施設、展覧会等の開催が3割半ばで多くなっています。



美術館整備の際に望むこと (上位3項目)

<アンケート調査結果からみる課題>

文化的な活動に対するアクセスのやすさが求められている

文化的な活動に関心のある人は6割程度ですが、過去1年間で文化的な活動をしたことがある人は2割弱(国の調査では3割弱)となっており、気軽にやってみる機会がないことなどが理由となっていることから、文化的な活動を気軽に行えるきっかけが求められています。文化芸術に関する活動や鑑賞に参加しやすくなるためには、住んでいる地域やその近くで参加できることが求められています。

文化施設の利用を高めるため、市内施設における取組の充実が求められている

相模原市を文化的な環境であると感じている人が2割程度であるのに対して、文化的であると感じない人が約4割と、文化的であると感じていない人の方が多い状況です。理由をみると、街の雰囲気が文化的ではないが最も多くなっています。

文化芸術の鑑賞の際に、市外の文化施設を利用する人がおよそ半数と多くなっています。過去1年間で市内の公共施設や民間の文化芸術施設を文化芸術の鑑賞や活動のために利用した人は、3割半ば程度となっており、6割以上は利用していない状況にあります。

市内の文化施設や催物などの情報発信が求められている

六大観光行事や公民館まつりなど一部の事業を除いて、多くの事業が市民にあまり知られていません。また、参加状況についても同様に低い状況となっています。

知りたい文化芸術の情報として、市内のホール等で行われる催物が5割を超えて最も多くなっており、市内で行われる文化芸術に関する催物の情報の発信が求められています。

< 第2次プランで掲げる成果指標目標値と調査結果の比較 >

基本目標 『多彩な市民文化活動の推進』

【指標】文化芸術に携わっている人の割合

	基準値 【平成 19 年度】	中間目標 【平成 26 年度】	市民意識調査 【平成 30 年度】	最終目標 【平成 31 年度】
目標値	-	55.0%	-	60.0%
実績値	49.6%	34.3%	48.4%	24.8%

～ 考察 ～

文化芸術に携わっている人の割合は、アンケートの調査方法を変更したことも影響し 24.8%まで減少しています。一方で、平成 26 年度調査時は回答率 94.2%中、回答した市民の 63.6%が文化芸術に携わっていない状況だったことに対し、平成 31 年度調査時では回答率 44.3%中、携わっていない市民の割合は 44.0%と減少しています。割合が減少している要因には、文化芸術活動や鑑賞に興味や関心があっても自宅近くで活動することが出来ないと参加しづらく、気軽に参加出来る初心者向けの活動が行われたり、一緒に活動する仲間がいないと文化団体の敷居が高く、参加がしづらいつている傾向があることが挙げられます。また、様々な催しが開催されていても、情報が入手しづらいつている市民も多いことなども課題となっています。

【指標】文化財普及活動へのボランティア参加者数

	基準値 【平成 20 年度】	中間目標 【平成 26 年度】	総合計画進行管理 【平成 29 年度】	最終目標 【平成 31 年度】
目標値	-	530 人	740 人 (旧目標値 663 人)	790 人 (旧目標値 700 人)
実績値	375 人	636 人	724 人	人

～ 考察 ～

令和 2 年 1 月 31 日現在

文化財普及活動へのボランティア参加者数は、平成 20 年度から平成 29 年度までにかけて、349 人増 (93.1%増) となり、ほぼ倍増しています。これは、文化財普及活動に対するボランティア参加が根付き、文化財調査・普及員¹³が積極的かつ恒常的にボランティアに参加するようになったことによるものであると考えられます。

基本目標 『文化を身近に感じる環境づくりの推進』

【指標】相模原が文化的な環境であると感じる市民の割合

	基準値 【平成 19 年度】	中間目標 【平成 26 年度】	市民意識調査 【平成 30 年度】	最終目標 【平成 31 年度】
目標値	-	33.0%	-	35.0%
実績値	30.9%	28.4%	22.7%	25.9%
(参考)文化的な環境 ではないと感じる 市民の割合	46.2%	44.0%	40.2%	35.6%

～ 考察 ～

文化的な環境であると感じる市民の割合は減少傾向にありますが、文化的な環境ではないと感じている市民の割合も減少しています。年代別に見るといずれの年代においてもどちらとも言えないと感じる割合が高くなっており、文化芸術活動に参加する機会の充実を図るため様々な文化芸術事業を展開し

た結果、一定の効果があつたと考えられますが、街の雰囲気や施設が充実していないなどの理由から、文化的な環境であるとは言いえない状況にあります。

【指標】市内の文化芸術施設（ホールや公民館等）を利用している人の割合

	基準値 【平成 19 年度】	中間目標 【平成 26 年度】	市民意識調査 【平成 30 年度】	最終目標 【平成 31 年度】
目標値	-	53.0%	-	55.0%
実績値	50.7%	41.5%	34.6%	41.2%

～ 考察 ～

市内の文化芸術施設を利用している人の割合は、平成 26 年度調査時と平成 31 年度調査時を比較すると横ばいで推移しています。平成 30 年度に実施した市民意識調査結果では、文化芸術の鑑賞の際に、市外の文化施設を利用する人がおよそ半数と多くなっていますが、施設が身近にないと回答した人の割合は平成 19 年度調査時よりも改善がされており、ユニコムプラザさがみはら¹⁴ やもみじホール城山など新規施設整備の効果もあると考えられます。

基本目標 『市民が誇れる文化の継承』

【指標】文化財の指定・登録件数

	基準値 【平成 20 年度】	中間目標 【平成 26 年度】	実績値（参考） 【平成 30 年度】	最終目標 【平成 31 年度】
目標値	-	158 件	-	180 件
実績値	136 件	167 件	179 件	180 件

～ 考察 ～

文化財の指定・登録件数は、平成 20 年度から平成 30 年度までにかけて、43 件増（31.6%増）となり、ほぼ毎年、恒常的に増加してきました。平成 30 年度時点での指定・登録件数は 179 件であり、令和元年度には 1 件の指定が行われたことから、最終目標である 180 件を達成することができました。

【指標】古民家園及び史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）の入館者数

	基準値 【平成 19 年度】	中間目標 【平成 26 年度】	実績値（参考） 【平成 30 年度】	最終目標 【平成 31 年度】
目標値	-	98,000 人	-	110,000 人
実績値	38,795 人	62,441 人	55,237 人	人

～ 考察 ～

令和 2 年 1 月 31 日現在

古民家園及び史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）の入館者数は、平成 19 年度から平成 30 年までにかけて、16,442 人増（42.4%増）となっています。これは、両施設で行われる様々な活用事業について、広報紙や市ホームページへ掲載してきたことや、ポスターやチラシを公共施設等に配布してきたことによる効果があつたと考えられます。しかし、様々な活用事業が開催されていても、情報が入手しづらいと感じている市民も多いことなどが課題として挙げられます。

(2) 団体及び施設へのヒアリング調査

< 概要 >

実施期間	平成 30 年 9 月～12 月
対象団体（施設）	対象団体：18 団体 対象施設：5 施設
調査項目	【団体】 A：団体の活動・運営の概況 B：団体の活動・運営に当たった課題 C：団体の活動・運営に当たった市の期待すること D：当該分野全体の活性化のために必要なこと E：今後の展望 【施設】 F：施設の役割 G：これまでの成果 H：実施事業に係る課題 I：運営に係る課題 J：利用者からの要望 K：今後の展望 L：市の期待すること

文化団体

市内で活動する 18 団体に対して、活動や運営に当たった課題やその対応策などについてヒアリングを行ったところ、次のような意見をいただきました。

団体の活動・運営に当たった課題について

若い会員の新規入会が少ないため、会員の高齢化が進んでいます。若い世代は協会に加入していない団体で活動をしたり、新しい団体を創って活動をしたりする場合があります。また、入会した場合でも学校や仕事を理由に辞めてしまう人が多いため、会員数が減少し活動に支障が出る場合があります。さらに、練習や展示の場所や会員減少等に伴う予算の確保が課題となっています。

団体の活動・運営に当たった課題への対応策について

新しい会員の獲得に向けて、演奏会や発表会の内容を充実していく必要があります。また、小・中学生を対象に講習会などの取組を行っており、子どもたちにも文化芸術に親しんでもらう機会を提供していますが、無料で利用できる活動場所の確保のほか、今後、活動を継続していく上で、地元企業からのバックアップなども必要になってくるため、団体と企業とをマッチングするなどの支援が望まれます。

活性化のために必要なことについて

教育・福祉分野など他分野との展開が必要です。特に教育分野については、小・中学校との連携により児童生徒に文化芸術を伝えていくことが必要になります。また、市が主体となって文化芸術を盛り上げるための取組や市民や地元企業を巻き込んだ取組が必要で、そうした取組が地域の活性化にもつながると思われます。さらに文化芸術活動をする上で、文化芸術の拠点や団体の練習場所など、文化芸術活動や鑑賞をしていく際の環境の整備が重要になります。

文化施設

市内にある文化施設5か所に対して、地域において当該施設の果たす役割やこれまでの成果、当該施設が抱える課題などについてヒアリングを行ったところ、次のような意見をいただきました。

施設の役割について

市民の文化芸術活動や鑑賞の場としての役割を担っており、地域に根差した施設として親しまれています。また、市民の憩いの場としての役割も果たしており、施設を介して地域の作家のつながりが生まれています。さらに市や学校の行事で子どもたちが来場したり、作品を展示したりしていますが、親子や祖父母で展示を見に来るなど家族のつながりにも寄与しています。

事業実施に係る課題と課題の解決策について

団体と同様に利用者や来場者は高齢の方が多く、若い人の利用が少ない状況です。そうした状況に加えて、財政状況等を鑑みると新たな企画立案等の対応策も限られてきます。そのため、紙媒体での広報だけでなく、SNSを活用した情報発信により若い世代の取り込みを図っています。

施設運営に係る課題と課題の解決策について

施設や設備の老朽化や劣化が進行しているため、維持・修繕をすることが課題となっています。全ての施設や設備を同時に修繕することはできないため、防災設備や人命にかかわるような設備を最優先で改修しています。その他の場所については、劣化の状況を踏まえて改修をしています。さらに、現場のスタッフと密に連携を取ることで適切な施設管理を行っています。

4 第2次プランから見た現状と課題

市の特徴、第2次プランに基づく取組、アンケート調査及びヒアリング調査の結果を踏まえ、第2次プランで定めた基本目標に応じて現状と課題を整理しました。抽出された課題を踏まえつつ、国が策定した計画で新たに位置付けられた、文化芸術と他の分野を結び付けて価値や魅力を高める視点や、効果的な投資と活用による交流人口の増加等の地域活性化を図る視点等を盛り込み、第3次プランの方針を定めることとします。

基本目標 多彩な市民文化活動の推進 - はぐくむ -

市民文化活動の推進に向けて、各文化協会、市民文化祭、市民合同演奏会等への支援や活動の場の提供、特色ある事業の実施、各種発表会やワークショップ等の開催に取り組んできました。

しかし、ヒアリング調査から高齢化等により団体活動の活性化が困難な状況にあることや、文化の未来を担う若い世代の活動支援が求められていることが分かったほか、市民意識調査からは文化芸術活動や鑑賞に興味や関心があっても身近な環境で活動することができないことや、情報が入手しづらいと感じている市民が多いという実態が分かりました。こうした実態から成果指標として掲げた「文化芸術に携わっている人の割合」については、減少傾向で推移していたことを踏まえると、多彩な市民文化活動の推進が十分に図られたとは言えず、実態を踏まえた活動の支援や気軽に参加できる事業を実施するなど対策を講じる必要があります。

基本目標 文化を身近に感じる環境づくりの推進 - つなぐ -

藤野地区では野外環境彫刻作品を展示した「芸術の道」を活用して芸術と調和するまちづくりを進めてきたほか、街かどコンサートや市収蔵美術品展を市役所ロビーや商業施設等で開催するとともに、文化団体による展覧会や鑑賞事業を文化施設で実施するなど、文化芸術を身近に感じる環境づくりに取り組んできました。また、文化芸術イベントガイドや情報紙 Move を発行する等、情報発信に努めてきましたが、市民意識調査からはより身近な環境で鑑賞ができる機会の充実や、市内で行われる催しの更なる情報の発信が求められており、成果指標として掲げた「相模原が文化的な環境であると感じる市民の割合」も減少傾向であることから、目的や対象の世代に合わせた媒体を活用した情報発信や活動拠点の充実を図るなど、文化芸術を身近に感じる環境づくりについて一層推進していく必要があります。

基本目標 市民が誇れる文化の継承 - つたえる -

市内には、旧石器時代・縄文時代の国指定史跡や歴史的建造物が多く所在するなど貴重な文化財が現存しています。こうした文化財の保存調査等を進めたことにより、成果指標として掲げた「文化財の指定・登録件数」については、ほぼ毎年恒常的に増加しており、最終目標を達成する状況にあります。また、「古民家園及び史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）の入館者数」については、様々な事業を展開してきたものの、情報が入手しづらいと感じている市民も多いことから目標の達成は難しい状況にあります。また、文化芸術に関わる団体の後継者育成等の支援を行ってききましたが、団体へのヒアリング調査から若い会員の新規入会が少なく、文化芸術を支える人材が不足している状況にあり、後継者不足の解消には至っていないため、課題解消に向けて取り組む必要があります。

基本目標 文化を振興するための仕組みづくり -すすめる-

市内や近隣には美術系大学や文化施設が多数あるほか、多くの芸術家や若手アーティストが市内に在住し、様々な文化団体による活動が活発に行われています。そのため、文化芸術を振興するための仕組みづくりとして、美術系大学、市民団体、公益財団法人相模原市民文化財団（以下「文化財団」という。）等との連携を図るとともに、文化団体等で構成する「さがみはら文化振興懇話会」を開催し、市や団体間の取組状況等に関する情報交換を行うなど体制の強化に取り組んできましたが、ヒアリング調査結果から市による企業等多様な主体をマッチングする支援が必要との意見が出されたことや、国の文化芸術推進基本計画において地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成を目指すこと等が示されたことを踏まえ、様々な主体が一体となって更なる文化芸術の振興を図る仕組みづくりに取り組む必要があります。

第3章 基本方針

1 策定に当たっての視点

第3次プランの策定に当たっては、これまでの様々な取組により培ってきた文化的な土壌や環境を、必要な改善を図り、より成熟した形で次代に引き継ぐため、現行の取組を継続しつつ、前章で抽出された課題を踏まえ、次に掲げる視点により充実改善を図ります。

また、文化芸術を観光や経済などの他分野と結び付け連携を図るとともに、劇場、音楽堂の活性化に関する法律や、障害のある人の鑑賞機会や創造機会の拡大などの視点が新たに盛り込まれた国の文化芸術推進基本計画、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画の内容を踏まえて策定します。

充実改善の視点

- 1．若い世代への支援の充実
- 2．活動拠点の充実
- 3．情報発信の強化
- 4．市民の自主的・主体的な文化芸術活動や鑑賞の促進
- 5．団体支援体制の強化
- 6．文化芸術を生かした観光振興や国際交流等の推進
- 7．文化団体や文化施設等が担う役割の明確化
- 8．文化芸術への効果的な投資と戦略的活用による新たな産業の創出や地域活性化の推進
- 9．専門的人材の適切な配置

2 基本理念

文化とは、人々の生活と密接な関わりを持つものであるとともに、その関わりを通して人々の心を豊かにするものでもあります。そうした文化が人々にもたらす影響を踏まえて、本市は市民が文化芸術活動や鑑賞など文化と触れることで、心に安らぎや生活の充実がもたらされる街、そして、市外も含めて多くの人々が集い、相模原の文化芸術に触れて、心の安らぎや生活の充実などの影響を受けることで、街全体が文化的な雰囲気に入れ込み、いきいきとして明るさがあふれる文化芸術が溶け込んだ街を目指し、次の基本理念を掲げます。

心豊かに 人とまちが輝く 市民文化都市 さがみはら

3 基本目標

本市の現状と課題や策定に当たっての視点、基本理念等を踏まえ、以下の5つの基本目標を設定します。これらの基本目標の下、今後の取組の方向性を定め、各種取組を推進していきます。

【5つの基本目標】

基本目標 市民の文化芸術活動の活性化

文化芸術活動が活発に行われることは、活力のあるいきいきとした都市としての魅力を無限に膨らませる力があります。本市が将来にわたって魅力的な都市であり続けるために、性別や国籍、障害の有無などにかかわらず、全ての市民が積極的に文化芸術活動を行うことができる土壌づくりに努めます。

基本目標 多彩な文化芸術を鑑賞する機会の創出

本市は、相模原市文化会館（相模女子大学グリーンホール） 社のホールはしもと、小原宿本陣、藤野ふるさと芸術村メッセージ事業¹⁵ 等のような、豊富な文化資源や特色ある文化芸術事業を有しています。全ての市民がより身近な場所で優れた文化芸術に触れる機会の充実を図るため、質の高い公演や展覧会の開催を促進するとともに、拠点の充実や文化芸術事業に関する情報の発信に努めます。

基本目標 次代の文化を担う人材の育成

文化は長い時間をかけて作られた社会的な財産であり、個々人が「共にささえあい生きる社会」の基盤を形成するものです。また、豊かな人間性のかん養や創造力、感性の育成だけでなく、子ども達が自らのアイデンティティ¹⁶ を形成していく上でも重要なものです。こうしたことから、相模原で育まれてきた文化を次の世代に継承するため、文化を担う人材を育成します。

基本目標 市民が誇れる文化財の継承

市内には、国指定史跡、神社仏閣、彫刻、歴史資料等、地域に伝わる貴重な文化財や長い歴史の中で培われ、受け継がれてきた地域固有の伝統文化が数多く存在します。その貴重な文化財や伝統文化を守り、将来の相模原のために受け継いでいくために、文化財の調査研究や保存活用を推進します。

基本目標 文化芸術を生かしたまちづくりの推進

地域の文化資源への投資による産業や雇用の創出、文化財を生かした地域振興など、文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものでもあります。地域の様々な文化資源を活用し、観光振興や産業振興の創出に向けて取り組みます。

4 計画の体系



第4章 具体的な取組

基本目標

市民の文化芸術活動の活性化

～ 関連する主な SDGs ～



(1) 目指す方向性

方向性 文化芸術活動に取り組みやすい環境づくり

市民が気軽に文化芸術活動を行う機会を創出するため、様々な分野で行われている市民の文化芸術活動を支援するとともに、文化団体等と連携しながら参加しやすく文化芸術に触れることができる事業の充実を図ることで、市民が文化芸術活動に取り組みやすくなり、長年にわたり住み続けたいと思える環境づくりに取り組みます。

方向性 文化芸術活動に関する情報の発信

本市では様々な文化団体等が活発に活動していることから、団体等への支援を充実させるとともに、市民がより身近な環境で気軽に文化芸術活動を行う上で必要な情報や団体等の魅力を発信し、性別や年齢を問わずより多くの人々が文化芸術活動に参加しやすくなるように、多様な手段による情報発信の強化に取り組みます。

(2) 施策の内容

市民文化活動の支援

市民が積極的に文化活動を行うため、人材活用による団体の活動や事業などを支援するとともに、様々な主体とを結ぶマッチングにより活性化を図ります。また、文化芸術を通じた市内交流事業を推進します。

主な取組	内容
市民団体等の活動に対する支援の強化	市民団体等の自主的・創造的な文化活動に対する支援体制を強化するとともに、文化活動の成果を発表する機会の充実に向けて取り組みます。 各文化協会、市民文化祭、市民合同演奏会等への支援 市民交響楽団・吹奏楽団等演奏会、民謡舞踊演奏会、各種企画展の開催 文化芸術発表・交流活動支援事業 ¹⁷ の実施 (仮称)文化活動団体支援サポーターの設置に向けた検討 芸術家や団体のネットワークのデータベース化と連携を必要とする主体とのマッチングを目的とした活用
地域の特色ある文化芸術事業の支援	地域の特色ある文化芸術事業を支援します。 公民館まつり、尾崎行雄(号堂)関連事業、藤野ふるさと芸術村メッセージ事業等の文化芸術事業 特色ある活動を行っている団体等との協働によるイベントの実施

主な取組	内容
障害のある人を対象とした事業の推進	障害のある人が多様な創造活動が行えるよう、活動機会の充実を図ります。 さがみはらバリアフリーフェスティバル、障害者作品展等の開催 既存の文化行事への参画に向けた障壁の緩衝に係る取組 障害のある人が参加しやすい事業の検討
文化芸術活動の場の提供	身近な場所で文化芸術活動を行うことができるよう、公共施設の諸室を提供します。また、より使いやすい施設となるよう、施設利用者のニーズを把握し、運用の改善や設備の改修等に取り組みます。 ホール、ギャラリー、公民館、学校諸室等の貸出 施設利用者の満足度の向上に向けた取組



市民文化祭

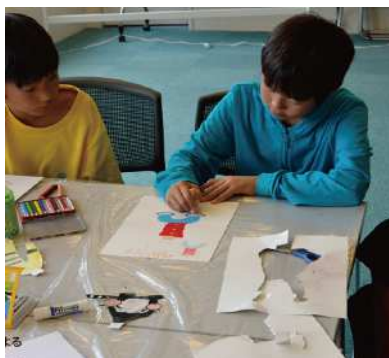


市民合同演奏会

文化芸術活動を実践・体験する機会の充実

市民が気軽に文化的な活動に参加できる機会の充実を図るため、教育機関や文化団体等との協働により文化芸術事業の更なる充実に取り組みます。

主な取組	内容
誰もが文化芸術に身近に触れる機会の充実	より身近な地域でより幅広い分野の体験ができるように、多様な主体との連携による事業等を実施します。 美術系大学等との連携によるワークショップ等の開催 あじさい大学の開校及びあじさい大学交流作品展等の開催 民謡、ダンス、書道等の研修会や講座の開催 指定管理施設による文化芸術事業の実施



工作ワークショップ



あじさい大学

団体の活動等に関する情報発信の強化

広報紙などの紙媒体による情報発信に加え、SNSなどの電子媒体による情報発信を強化し、多くの人が情報を受け取れる仕組みづくりを推進します。

主な取組	内容
文化芸術活動に関連する情報発信	<p>市や文化財団が行うイベントのほか、市民団体の活動内容や団体等が実施するイベントなどの催しに関する情報を文化芸術イベントガイドの発行と併せて、SNSを活用し発信することで、団体活動の活性化を図るとともに身近な場所で開催している取組を周知します。</p> <p>LINE、Facebook、twitter、ホームページ等を活用した情報発信 文化芸術イベントガイド、情報紙 Move、広報さがみはらや専門誌による情報発信及びより効果的な情報発信手法の検討・強化 各公共施設へのチラシの掲示や地域情報紙等による周知 市民団体の活動に参考となる取組実績のアーカイブ化</p>



SNSを活用した情報発信のイメージ



文化芸術イベントガイド



情報紙 Move

(3) 成果指標





多彩な文化芸術を鑑賞する機会の創出

(1) 目指す方向性

方向性 市民が気軽に文化芸術を鑑賞できる環境づくり

多くの市民がより身近な場所で質の高い国内外の文化芸術を鑑賞することができるように、鑑賞機会の充実を図るとともに、文化芸術拠点の整備・充実等に取り組みます。

方向性 文化芸術イベントに関する情報の発信

より多くの市民に文化施設や市内の様々な会場で行われているイベント等の情報を広く発信するため、情報を収集し積極的に周知するとともに、多くの市民に情報が行き渡るように、それぞれの年代を考慮した方法での情報発信に取り組むことで、文化芸術に触れるきっかけを創出します。

方向性 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした事業の展開

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は市民が多彩な文化芸術に触れる好機であるため、関連する様々な文化芸術事業の展開や国際理解につながる取組の推進など、市民が多彩な文化芸術に触れる機会の創出に取り組みます。

(2) 施策の内容

文化芸術を鑑賞する機会の充実

市民が気軽に文化芸術鑑賞を行うことができる機会の充実を図るため、優れた美術品等を収集・保存し、調査研究、修復等を適切に行うとともに、文化芸術事業の充実や芸術作品等の公開、文化交流等を推進します。

主な取組	内容
優れた文化芸術を鑑賞する機会の確保	文化芸術事業の実施や芸術作品等を公開するなど、誰もが身近な環境で優れた芸術鑑賞ができるよう機会の充実を図ります。 プロの芸術家等による質の高い公演や展覧会の開催 市収蔵美術品展等の開催 大学美術館におけるコレクション展等の開催 文化施設におけるコンサートや舞台芸術事業の誘致 市役所ロビーや商業施設を活用した街かどでのコンサート等の開催による誰もが文化芸術に触れられる機会の提供 国立映画アーカイブとの連携による優秀映画の上映 博物館における展示・教育普及事業及びプラネタリウム事業の実施

主な取組	内容
身近な地域での鑑賞機会の充実	さがみはらアートフィールドの理念に基づき、より身近な環境で文化芸術に触れることができるよう、文化資源や文化施設等を表示した（仮称）アートマップを作成するほか、市収蔵美術品展を様々な場所で開催するなど、鑑賞機会の充実を図ります。
銀河連邦各共和国 ¹⁸ との文化交流の推進	銀河連邦共和国を構成する各市町の文化芸術に触れることを目的とした文化交流を推進します。

Q.「さがみはらアートフィールド」とは？

A. 相模原市美術館基本構想の中で、アートに関わる多様な活動を展開するエリアとして、自然と都市が共生する本市及びその周辺を意味するものとしています。また、さがみはらの未来に向け、市民とともに、まちづくり、ひとづくり、ものづくりを美術施設内にとどまらず、広く市内外を巻き込みながら活動を展開していくことを表しています。



市収蔵美術品展



街かどコンサート

イベント等に関する情報発信の強化

広報紙などの紙媒体による情報発信に加え、SNSなどの電子媒体による情報発信を強化し、多くの人が情報を受け取れる仕組みづくりを推進します。

主な取組	内容
文化芸術イベントに関連する情報発信	文化施設等で実施するイベント等に関する情報を文化芸術イベントガイドの発行と併せて、SNSを活用し発信することで、文化芸術を鑑賞することができるきっかけづくりに取り組みます。 LINE、Facebook、twitter、ホームページ等を活用した情報発信（再掲） 文化芸術イベントガイド、情報紙 Move、広報さがみはらや専門誌による情報発信及びより効果的な情報発信手法の検討・強化（再掲） 各公共施設へのチラシの掲示やホームページ等による周知（再掲）

文化芸術拠点の整備・充実

優れた芸術作品を鑑賞する機会の提供や文化活動の場を拡大するため、公民館等を含む市内文化施設の整備・充実を図ります。また、文化施設を利用される方の満足度を向上させるため、ニーズを把握するとともに、施設・設備の改修時にはユニバーサルデザイン¹⁹の考えを踏まえて改善に取り組みます。

主な取組	内容
アートラボはしもとの再整備	民間の簡易な建物を利用しているアートラボはしもとの再整備に向けて取り組みます。
文化芸術鑑賞拠点の充実に向けた検討	優れた芸術をより身近で気軽に親しむことができるよう、文化芸術の鑑賞拠点の充実に向けて検討を進めます。
公民館等の施設及び設備の改修・維持管理	施設や設備の老朽化が進む公民館等の公共施設において、利用者のニーズに合った機能の充実等を図るとともに、安全で快適に施設を利用出来るように改修工事等の維持管理を行います。
施設利用者の満足度向上に向けた取組	文化施設がこれまで以上に使いやすい施設となるよう利用者のニーズを把握し、設備の改修や運用の改善に取り組みます。(再掲)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした国際理解の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた機運の醸成を図るため、さがプロ2020文化事業を展開するとともに、大会を契機として国際理解につながる取組を推進します。

主な取組	内容
諸外国の文化芸術に触れる取組	諸外国の文化芸術に触れることを目的とした絵画や写真等の国際交流展や世界をかんじる街かどコンサートを開催します。また、友好都市等の諸外国の文化芸術に触れる交流事業を実施するとともに、さがみはら国際交流ラウンジによる文化交流事業や在住外国人への文化芸術情報の提供に取り組みます。

(3) 成果指標





次代の文化を担う人材の育成

(1) 目指す方向性

方向性 次代の文化を担う人材の育成

市内やその周辺には美術系大学やアーティストなどが活動するスタジオ（作品制作場）が多くあり、今後の文化を担う若者や芸術家が多く在住・在学しています。

このため、そうした若者や芸術家などに対する支援や大人を対象とした事業を実施するほか、更なる文化芸術の振興を図るために、文化施設への専門的な人材の配置に取り組みます。

方向性 子どもたちが文化に親しむ機会の充実

若者や芸術家だけでなく、次代を担う子どもたちが文化に親しむことは、文化芸術の裾野の拡大や将来的に文化を支える人材を育てることにつながります。

このため、文化団体等との連携や協働を図りながら、次代を担う子どもたちがより質の高い文化芸術に触れ、親しむ機会の充実に取り組みます。

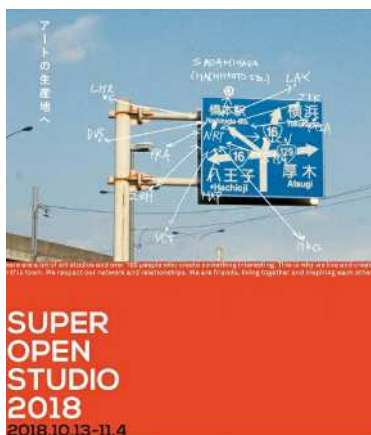
(2) 施策の内容

文化の未来を担う人への支援

美術系大学生やアーティストなどの今後の文化の担い手を支援するとともに、芸術家に係る情報を収集し発信します。

主な取組	内容
若者や芸術家に対する支援	<p>若者や芸術家が活動するスタジオ（作品制作場）を公開し、相互の交流を促進する機会を設けるほか、作品発表の機会の創出に取り組みます。また、今後の文化を担う若者の人材育成に取り組むとともに、様々な分野の文化芸術活動を行っている団体等を企業や地域に紹介するマッチングに向けた仕組みづくりを行うなど活動の支援に取り組みます。</p> <p>SUPER OPEN STUDIO（スーパーオープンスタジオ）の開催</p> <p>若手アーティストや新しい分野のアート作品の発表機会の確保を目的とした企画展の開催</p> <p>芸術家のニーズ把握と支援に向けた検討</p> <p>アートラボはしもとによる人材育成支援</p> <p>学芸員資格の取得を希望する実習生の受入れ</p> <p>若手演奏家によるコンサートの開催</p> <p>芸術家や団体のネットワークのデータベース化と連携を必要とする主体とのマッチングを目的とした活用（再掲）</p>

主な取組	内容
大人を対象とした事業の実施	文化芸術事業をコーディネートできる人材や文化芸術活動を支えるボランティアの育成支援に取り組みます。 大人に向けたコンサートやワークショップの開催 (仮称)文化活動団体支援サポーターの設置に向けた検討(再掲) 図書館等における絵本の読み聞かせ講座等の実施



SUPER OPEN STUDIO



学生企画展

子どもが文化芸術に触れる機会の充実

次代を担う子どもたちへの文化教育を推進するため、芸術家等が学校を訪問して優れた芸術に触れる機会を創出するとともに、鑑賞や体験型の事業を実施するなど文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

主な取組	内容
学校と連携した文化教育の充実	芸術家や音楽家等が市立学校を訪問し、制作することの楽しさを学ぶとともに、優れた芸術に触れる機会を創出します。 音楽家連盟や芸術家協会等による学校訪問授業の実施 フォトシティさがみはら子ども写真教室の実施
子どもを対象とした文化鑑賞・体験事業の実施	文化芸術に対する関心や感性を高めるため、鑑賞や体験型の事業を展開するとともに、学生や若者による作品や活動成果を発表する機会を確保し、今後の文化の担い手となる人達の支援に取り組みます。 小中学生を対象とした音楽鑑賞会や演劇教室等の実施 子ども読書の日や読書週間等を捉えた読書普及啓発イベントの開催 さがみ風っ子文化祭や児童工作展等の開催 子どもたちとつくる参加型コンサート等の開催 絵画やポスター等の作品コンテストの開催 公民館における子どもまつりや青少年事業等の開催
伝統文化や生活文化に触れる機会の充実	民謡や日本舞踊、箏、尺八、茶道、華道、書道など日本の伝統文化に係るイベントへの子どもや若い世代の参加を促進するなど、伝統文化に触れる機会の充実に努めます。



音楽家や芸術家による学校訪問事業

専門的な人材の適切な配置

文化芸術の振興に向けた体制の充実を図るため、美術施設等において専門的な人材の適切な配置に努めます。

主な取組	内容
美術施設等における専門的職員等の配置	<p>音楽ホールや美術施設に技術的指導や団体運営支援等を行う専門的職員の配置を推進します。</p> <p>アートラボはしもと等における専門職員の配置</p> <p>文化財団における専門職員の配置・育成</p> <p>(仮称)文化活動団体支援サポーターの設置に向けた検討(再掲)</p>

(3) 成果指標





(1) 目指す方向性

方向性 文化財の保存・活用の推進

市内には、「川尻石器時代遺跡」、「勝坂遺跡」、「田名向原遺跡」等の国指定史跡、神社仏閣、彫刻、歴史資料等、地域に伝わる貴重な文化財をはじめ、「鳥屋の獅子舞」、「田名八幡宮の的祭」等、長い歴史の中で培われ、受け継がれてきた地域固有の伝統文化が数多く存在します。

このため、文化財の計画的な保存整備や市民ボランティア等の多様な主体との連携により貴重な文化財や伝統文化を守り、保存・活用を推進するとともに、文化財が持つ魅力を多くの人に発信するなど、地域社会全体で文化財を確実に継承していきます。

方向性 次代の文化を担う人材の育成

長年にわたり受け継がれてきた数多くの地域固有の伝統文化を継承していくため、文化財を守る継承者や各団体における後継者の育成支援に取り組みます。

(2) 施策の内容

多様な主体との連携による文化財の保存と活用

貴重な文化財を未来に継承していくため、市民ボランティア等の多様な主体と連携することによって、文化財の保存と活用を図ります。

主な取組	内容
文化財の保存・活用事業の推進	文化財調査・普及員、文化財研究協議会、民俗芸能保存協会等と連携し、文化財施設における活用事業を行うほか、文化財展や民俗芸能大会を開催します。 民俗芸能保存大会の開催 民間団体等とのパートナーシップの検討



民俗芸能大会

文化財施設の整備・充実

文化財施設を活用した事業の更なる充実のため、文化財施設の整備・充実を図ります。

主な取組	内容
文化財施設の整備	文化財関連施設の保護管理や指定・登録文化財の保存・活用を図ります。 川尻石器時代遺跡、勝坂遺跡、小原宿本陣等の整備に向けた検討



史跡勝坂遺跡公園



小原宿本陣

文化財の調査研究の推進と魅力発信

文化財の調査研究を推進し、気軽に参加することのできる古民家園などの文化財施設を活用した体験事業の実施などを通して、文化財の魅力を発信します。

主な取組	内容
文化財の調査・研究	市内の文化財調査や埋蔵文化財の発掘調査等を引き続き行っていきます。 文化財団体による市内の文化財探訪の実施
文化財の普及啓発	史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器八テナ館）、史跡勝坂遺跡公園や古民家園、博物館等において事業を行います。 文化財施設を活用した体験教室等の実施 郷土の自然や文化を継承するための収蔵資料を生かした事業の実施 団体による機関誌の発行、公演会の開催等の普及啓発活動の実施 広報紙、地域情報紙及び電子媒体を活用した情報発信



旧石器ハテナ館まつり



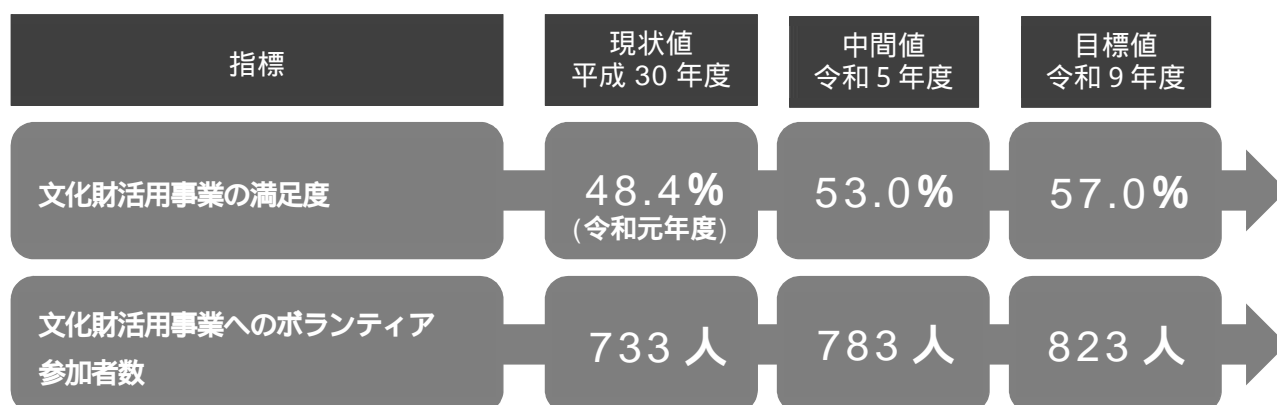
歴史体験「縄文土器作り」

後継者の育成支援の充実

地域で培われてきた伝統文化を未来に継承していくため、後継者の育成を支援していきます。

主な取組	内容
地域固有の伝統文化の継承及び担い手の支援	無形民俗文化財の保存団体及び民俗芸能保存協会等の活動や後継者育成等の支援を行います。

(3) 成果指標





(1) 目指す方向性

方向性 他分野との連携による文化芸術の価値や魅力の創出

市内や市周辺には美術系大学があり、多くの学生や卒業生が様々な活動を展開しているほか、藤野地区には野外環境彫刻作品を展示している「芸術の道」や相模湖地区には小原宿本陣等の貴重な文化財があります。

こうした本市の文化的特徴を踏まえて、文化資源と大学や企業等を結びつけるよう取り組むほか、文化資源を活用した観光事業を実施するなど、文化芸術と産業や観光等の他分野が連携を図ることで、文化芸術の新たな価値や魅力を創出するよう取り組みます。

方向性 文化を支える主体同士の連携促進

市内及び近隣自治体には、美術系大学がキャンパスを構えており、アートラボはしもと等において連携事業を実施するなど、様々な取組を進めています。

このため、文化を支える様々な主体と連携し、市内に存在する文化資源を活用した地域振興を図るとともに、集客が見込まれるイベント等と連携して文化事業を実施することにより、文化芸術に触れる機会の創出に取り組みます。

方向性 特色ある文化芸術の積極的な発信

本市では、写真を通して豊かな文化の育成を図る総合写真祭「フォトシティさがみはら」や、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成する「さがみ風っ子文化祭」等を実施しています。また、藤野地区等では文化芸術を生かした事業や催しを開催し、地域の魅力を発信しています。

このため、こうした特色ある文化事業や本市が有する豊富な文化資源などを国内外に積極的に発信するとともに、他の分野においても特色ある文化事業が活発に展開されるよう取り組みます。

(2) 施策の内容

他分野との連携による文化芸術の価値や魅力の創出

美術系大学生やアーティスト、障害のある人等の活躍の場を確保するとともに、地域課題に対するアートによるアプローチの推進を図るため、産業界との連携に向けた仕組みづくりの構築に取り組みます。また、様々な文化資源を活用した観光振興に寄与する文化事業を推進し、魅力の創出や発信に取り組みます。

主な取組	内容
産業界等との連携体制の構築	美術系大学生やアーティスト、障害のある人等と地域や地元商店街、民間企業を繋ぎ、チラシやポスターの作成等の連携が図られるよう、マッチング機能の強化を図ります。
文化資源を活用した観光振興	小原の郷や小原宿本陣のほか、既存の文化活動等の様々な文化資源を活用して、コンテンツの開発を進め、観光客等呼び込むよう取り組みます。



小原宿本陣祭

文化芸術を生かした地域振興の推進

市内や周辺地域に存在する文化資源を活用し、多様な主体との連携による地域の活性化に取り組みます。また、集客が見込まれるイベント等と連携して文化事業を実施します。

主な取組	内容
様々な主体との協働・連携による地域の活性化	大学等と連携して、アートを生かした地域の活性化を図るワークショップやアウトリーチ事業、イベント等を開催します。また、音楽による街のにぎわいづくりの創出に取り組みます。また、様々なジャンルの文化団体を結ぶコーディネート機能を充実させ、コラボレーションによる新たな価値の創造に向けて取り組みます。
各種イベントとの連携による集客力と発信力の強化	祭りやフェスティバルなどの各種イベントと連携して、文化事業を実施することにより、来場者数の増加や発信力の強化を図ります。



アートラボはしもと、大学、杜のホールはしもと及び橋本図書館による複合連携事業



相模大野アートクラフト市

特色ある文化芸術の積極的な発信

写真等の特色ある文化芸術事業や取組を推進し、国内外へ積極的に発信するとともに、他の分野においても特色ある文化芸術事業が活発に展開されるよう取り組みます。

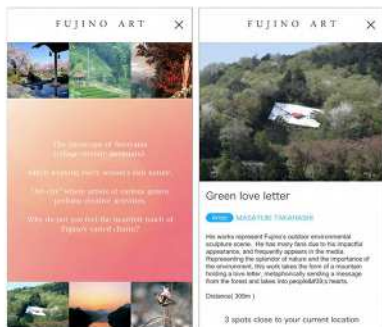
主な取組	内容
写真文化の推進	「写真」をキーワードとした「新たなさがみはら文化」を全国そして世界に発信するため、総合写真祭フォトシティさがみはらの開催や写真展を開催します。
藤野地区等における文化芸術を生かした取組	芸術家が多く在住する藤野地区等の特徴を生かした事業や催しを開催するとともに、野外展示作品を紹介するなど文化芸術を生かした地域振興を進めます。
さがみ風っ子文化祭の開催	教育活動の一環として、各学校で展開している文化的活動の成果を発表し、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成します。
新たな特色ある文化芸術事業の検討	様々な分野において、特色ある文化芸術事業の実施や発信について検討を進めます。



フォトシティさがみはら子ども写真教室



藤野ぐるっと陶器市



野外環境彫刻作品を紹介するアプリケーション「Fujino ART」



さがみ風っ子文化祭造形「さがみ風っ子展」

(3) 成果指標



第5章 重点項目

基本目標に沿って、第3次プランの計画期間中に特に推進する項目を重点項目として設定します。今後8年間の中で、短期的に取り組む内容や中長期的に取り組む内容を掲げ、更なる文化芸術の振興につなげます。

1 地域文化教育の推進

(1) 目的

文化芸術の更なる発展と継承を図るには、次代を担う子どもたちが文化に親しむことで文化芸術への興味や関心を持てるよう機会を創出することが重要であるため、市内で活動する芸術家が専門知識や技法を教える仕組みづくりと子どもたちが優れた芸術に触れることのできる機会の充実を図るなど、文化教育に力を入れて取り組んでいきます。

(2) 主な取組

【学校訪問授業】

音楽家連盟や芸術家協会等に所属するプロの芸術家たちが、市内の小学校に出向き、音楽の素晴らしさや作品制作の楽しさを体感する機会を提供します。

【小中学生を対象とした音楽鑑賞会や演劇教室】

子どもの豊かな情操と感性を育てるとともに芸術性を培うため、オーケストラによる演奏や舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。

【フォトシティさがみはら子ども写真教室】

市立小学校の5年生を対象に、地元写真愛好家等の指導の下、写真の撮り方、選定の方法やコンテストへの出品まで一連の体験をすることにより、写真の面白さを子どもたちに伝えるとともに、写真文化を学びます。

< 年次計画 >

令和2年度～令和4年度 (短期的な取組)	令和5年度～令和7年度 (中期的な取組)	令和8年度～令和9年度 (長期的な取組)
<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問授業の充実 ・音楽鑑賞会や演劇教室の実施 ・フォトシティさがみはら子ども写真教室の実施 		

< 特に関わりの深い基本目標 >

基本目標	基本目標	基本目標	基本目標	基本目標

2 情報発信の強化

(1) 目的

本市では、これまで市内の多様な文化芸術情報を発信し、文化芸術に係る活動や鑑賞機会のきっかけとなるよう取り組んできました。今後も文化芸術に係る情報をより広く市民に周知するため、世代によって情報を得る方法が異っている状況を踏まえて、目的や対象の世代などに合わせた媒体を活用した幅広い情報発信に取り組みます。

(2) 主な取組

【SNS を活用した情報発信】

Facebook、twitter、LINE 等の SNS を活用することによりイベントや資料の展示、また、休館の情報など、即時性ある情報発信を行います。

【文化芸術イベントガイド及び情報紙 Move 等の発行】

民間ギャラリーや文化施設で実施されるイベントや講座等の情報を掲載した文化芸術イベントガイド等を発行するとともに、舞台芸術を中心とした既存の情報紙 Move の在り方やアート情報の紙媒体での発行等を検討するなど、より効果的な情報発信が可能となるようその強化に取り組みます。

【(仮称) アートマップの作成】

市内に点在する文化施設や文化資源の位置等を記載した(仮称)アートマップを作成し、情報発信を行います。

< 年次計画 >

令和2年度～令和4年度 (短期的な取組)	令和5年度～令和7年度 (中期的な取組)	令和8年度～令和9年度 (長期的な取組)
<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS 活用した情報発信 ・ 文化芸術イベントガイド及び情報紙 Move 等の発行 ・ 文化芸術情報に特化した市ホームページの設置準備 ・ (仮称)アートマップの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙媒体のより効果的な情報発信手法の検討及び強化 ・ 文化芸術情報に特化した市ホームページの運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称)アートマップの更新に向けた検討

< 特に関わりの深い基本目標 >

基本目標	基本目標	基本目標	基本目標	基本目標

3 活動拠点の再整備

(1) 目的

市内には様々な文化施設があり、市民の文化芸術活動や鑑賞を支えてきました。その中でアートラボはしもとは、周辺にある美術系大学などと連携し、そこで学ぶ美大生や卒業生、子どもたちや地域の方々、商店街や企業、学校、研究機関、市民グループなどと協力し合いながら、先進的・実験的な様々なアートプログラムを展開してきました。今後、アートラボはしもとで幅広い市民が、専門的技能を有する人材が実施するワークショップ等に参加し、気軽にアートに触れ・学ぶとともに、作家等の制作現場を見ることでアートへの関心を高めつつ、アートプログラムに参加した市民同士が交流することにより、新たなコミュニティが生まれるきっかけを創出する活動拠点となることを目指し、施設の再整備に向けて取り組みます。

(2) 主な取組

【アートラボはしもとの再整備に向けた取組】

文化創造・発信・交流促進や教育普及に加え、展示などの機能を充実させた、新たなアートを学び創造する場として、アートラボはしもとの再整備に向けて取り組みます。

< 年次計画 >

令和2年度～令和4年度 (短期的な取組)	令和5年度～令和7年度 (中期的な取組)	令和8年度～令和9年度 (長期的な取組)
・アートラボはしもとの再整備に向けた取組	・再整備後施設の供用開始	

< 特に関わりの深い基本目標 >

基本目標	基本目標	基本目標	基本目標	基本目標

4 文化財の保存・活用事業の推進

(1) 目的

本市には計 180 件の指定及び登録文化財があります。それらの文化財が効果的に保存・活用されることは、多くの人々の学習等に寄与するとともに、観光などの分野と連携を図ることで、地域の活性化にも役立てられます。ただし、効果的な保存・活用を行うためには市だけでなく、多くの関係機関等との連携や協力が必要になります。そのため、文化財調査・普及員、文化財研究協議会、民俗芸能保存協会等との連携による文化財の保存・活用事業を実施します。

(2) 主な取組

【文化財保護管理事業】

文化財関連施設の保護管理や指定・登録文化財の保存・活用を図ります。

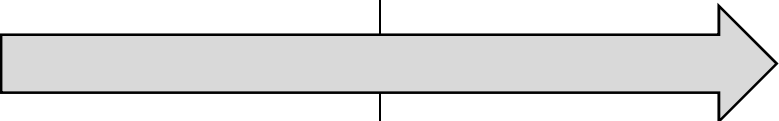
【文化財活用事業】

史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）、史跡勝坂遺跡公園や古民家園において文化財活用事業を行います。

【文化財関連団体等連携支援事業】

市民ボランティア等の実行委員会に委託し、文化財施設における活用事業を行います。その他、文化財研究協議会や民俗芸能保存協会と連携して、文化財展、民俗芸能大会を開催します。

< 年次計画 >

令和 2 年度～令和 4 年度 (短期的な取組)	令和 5 年度～令和 7 年度 (中期的な取組)	令和 8 年度～令和 9 年度 (長期的な取組)
<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保護・管理 文化財活用事業の実施 文化財関連団体等連携・支援 		

< 特に関わりの深い基本目標 >

基本目標	基本目標	基本目標	基本目標	基本目標

5 特色ある文化芸術事業の創造

(1) 目的

本市では、これまで総合写真祭フォトシティさがみはらやさがみ風っ子文化祭等の特色ある文化芸術事業を展開してきたほか、藤野地区において文化芸術を生かしたまちづくりが進められるなど、文化芸術に関する様々な取組を進めてきました。今後も文化芸術を生かしたまちづくりやにぎわいづくりを進めていくためには、そうした特徴的な事業や取組を生かして、本市の魅力を広く発信していくことが重要です。そのため、「フォトシティ(写真の街)さがみはら」等の写真文化事業を実施するとともに、積極的に情報を広く発信していきます。また、美術や音楽等の分野においても特色ある文化芸術事業の実施に向けた検討を進めます。

(2) 主な取組

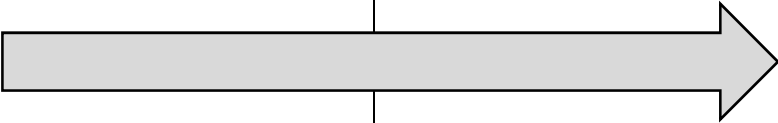
【フォトシティさがみはら等の写真文化事業の実施と発信】

各周年記念写真展やシンポジウム等を開催するほか、子ども写真教室の拡充や記念誌の発行、新たな顕彰制度の創設など、優れた写真文化の魅力の発信に取り組みます。

【特色ある文化芸術事業の実施と発信】

美術や音楽等の様々な分野において、特色ある文化芸術事業の実施や発信について検討を進め、段階的にそれらの連携による総合的な文化芸術の発信に取り組みます。また、創造型や参加型の事業を実施し、発信することで市民のシビックプライド²⁰の向上に寄与するよう取り組みます。

<年次計画>

令和2年度～令和4年度 (短期的な取組)	令和5年度～令和7年度 (中期的な取組)	令和8年度～令和9年度 (長期的な取組)
<ul style="list-style-type: none"> ・フォトシティさがみはら等の写真文化事業の実施と発信 ・特色ある文化芸術事業の実施と発信 		

<特に関わりの深い基本目標>

基本目標	基本目標	基本目標	基本目標	基本目標

第6章 推進体制

1 推進体制

< 附属機関・庁内検討組織 >

学識経験者、文化団体、民間団体、市民等で構成される市の附属機関である「相模原市文化振興審議会」において、第3次プランに掲げる施策の進捗状況の検証や評価等を実施します。また、文化芸術振興施策に関わる庁内関係各課・機関による常設の検討組織を設置し、計画の進捗状況の管理、情報共有及び課題への対応についての協議・検討を行うなど推進体制を強化します。

こうした推進体制とともに、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指す、相模原市人権施策推進指針の理念等を踏まえて更なる文化芸術の推進に取り組みます。

< 推進主体の役割 >

(1) 市の役割

市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、施策の実施に当たり観光や教育等の他分野の施策との連携を図るとともに、必要な財政上の措置を行うよう努めます。また、施策の展開や他の主体との連携、協働を通して、文化芸術機会の創出や活動の場の提供等の支援に取り組むとともに、文化芸術環境の整備（情報発信を含む。）を推進します。

(2) 文化財団の役割

長年の経験で培った高い専門性やノウハウ、人脈等のネットワーク等を生かして、質の高い文化芸術事業を実施するとともに、市と共に舞台芸術の更なる振興を図り、引き続き優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供に努めるなど中心的な役割を果たすことが期待されます。また、市民が文化芸術に触れる環境の整備と市民自身による創造的な文化芸術活動を支援し、多様な活動主体と連携及び協働を図るとともに、若手アーティストや団体支援のほか、人材育成や文化芸術を身近に感じることができる環境づくり等に長期的に取り組むことが期待されます。併せて、役割を長期にわたり安定的に取り組むため、運営基盤の強化が期待されます。

「公益財団法人相模原市民文化財団」は、文化芸術を身近に感じることのできる環境づくりを進めることにより、潤いに満ちた市民生活の創造と豊かで彩りのある地域社会の形成に寄与することを目的に設立された市の外郭団体です。

(3) 多様な主体との連携・協働の推進（主体別に期待される役割）

文化芸術の振興は行政のみでは推進することができず、様々な主体との連携協力は不可欠です。そのため、更なる文化芸術の推進に向け各主体の役割を明確にし、相互に連携協働を図ることでプランを推進します。

市民に期待される役割

市民には、文化芸術の担い手として活力や創意を生かしつつ、文化芸術に関する意識の高揚を図り、自主的かつ主体的に活動や鑑賞を積極的に行うことが期待されます。また、文化芸術イベントの運営等への参画により、感性や創意工夫を生かした文化芸術の活性化が期待されます。

文化団体に期待される役割

文化団体には、文化芸術を普及するため、団体同士の連携や協力をを行い、交流を図ることが期待されます。また、活動の継続・発展のため、次代の担い手となる人材の育成や情報発信を積極的に行い、文化芸術を親しむための受け皿として活動を推進するとともに、市民文化を推進する主体となり、知識や見識を広め、自己研鑽を深めることが期待されます。

文化芸術分野における専門家及び民間教育施設に期待する役割

文化芸術分野における専門家には、文化芸術を主体的に創造・発信することにより、本市の文化芸術の振興に寄与することが期待されます。また、地域と連携した活動等により、教育やまちづくり等にアイデアや活力をもたらすとともに、活発な創作活動や多彩な才能の交流によって、本市の文化芸術振興の活性化に寄与することが期待されます。文化芸術分野の専門家やカルチャーセンター¹³等の民間教育施設には、より専門的な教育機会の提供による文化芸術の伝承が期待されます。

教育機関等に期待される役割

小中学校等には、教育を通して、子ども達の感性や人間性のかん養に努めるとともに、子ども達に文化芸術の楽しさや素晴らしさを伝え、文化芸術の裾野の拡大に努めることが期待されます。

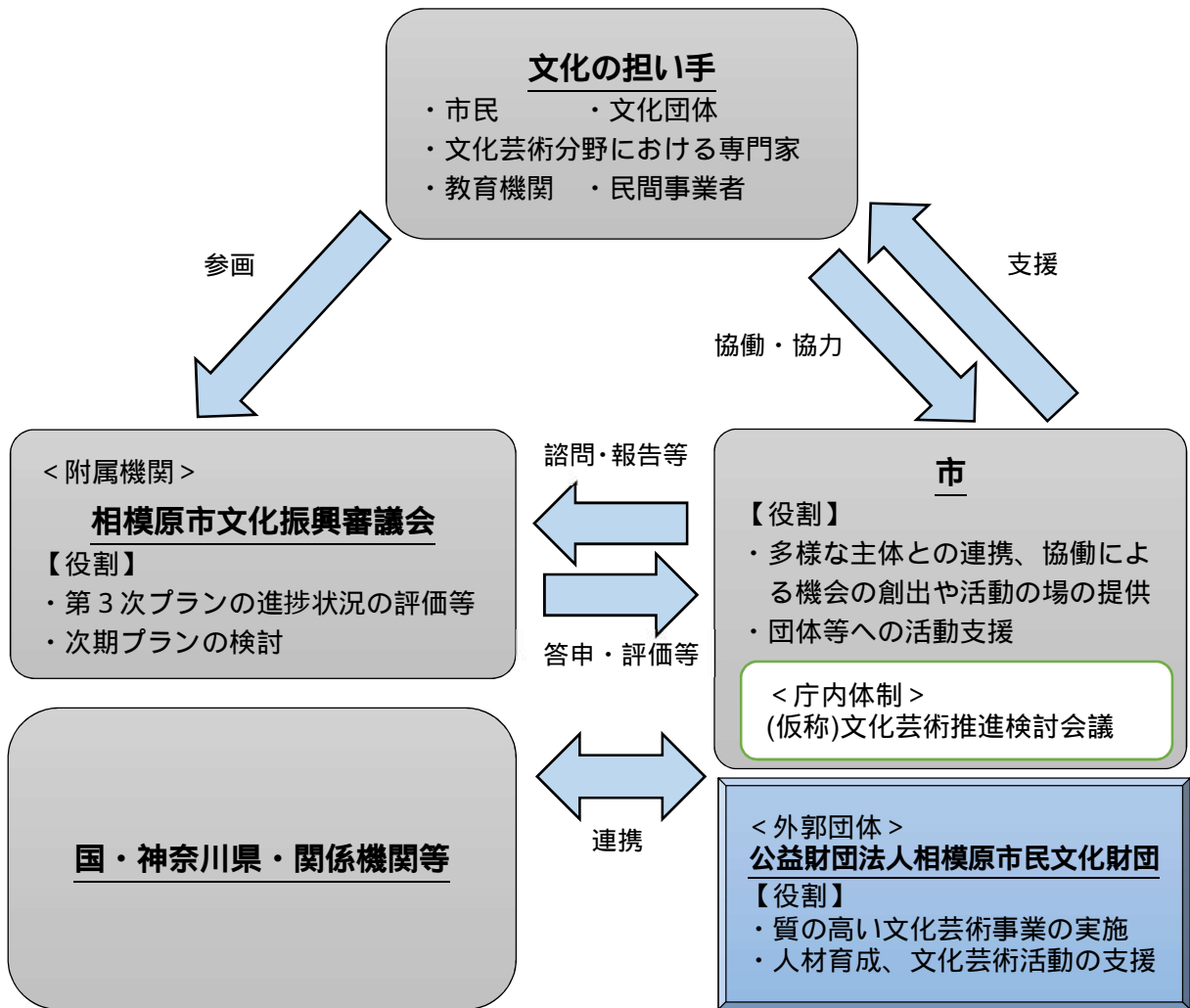
また、上記の専門的な教育に繋げる基礎的な教育やきっかけづくりを市とともに、なお一層の連携を推進することが期待されます。図書館や博物館等には、専門知識等を活用して市民の文化芸術活動を支援するとともに、施設間の連携を図ることで文化芸術活動に参加できる環境の充実を図ることが期待されます。大学には、教育・研究の専門性を生かした高等教育機関として市民への文化教育における貢献が期待されます。

民間事業者等に期待される役割

民間事業者等には、地域の文化振興を地域経済の活性化につなげるため、文化芸術事業への協賛・支援を行い、市民との協働・連携により活動の活性化に寄与することが期待されます。

また、事業所で働く人が余暇等を活用して文化芸術活動を行えるよう、活動を支援する環境の整備が望まれます。併せて、地域の文化人を積極的に活用した事業展開等が期待されます。

< 推進体制図 >



2 プランの進行管理・評価

第3次プランにおける施策の状況を把握するため、各基本目標に位置付ける事業について、その進捗状況を毎年調査・点検することにより、各取組の進行管理を行います。進行管理の実施方法は、庁内関係各課・機関で構成される検討組織による内部評価を実施するとともに、本市の文化芸術に関して審議等を行う相模原市文化振興審議会による評価を行い、その結果を公表するなど事業の進捗を図っていきます。

また、8年間のプランの推進による施策の効果を総合的に検証するため、計画の中間年にアンケート調査等を実施し、抽出された課題を検証した上でプランの見直しを行います。

～ トピックス ～

Q. 個人でもできる文化芸術振興への支援の方法ってあるの？

A. 本市では文化芸術の振興を図るため、文化団体への助成や将来の文化施設の建設、更新等の財源として活用させていただく寄附制度「文化振興基金」を設置しています。詳しくは、webで [相模原市 文化振興基金](#) を検索してください。

參考資料

1 相模原市文化振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市文化振興審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内の公共的団体等から推薦された者
- (3) 市内の文化、芸術に係る公益的活動を行う団体から推薦された者
- (4) 市の住民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の招集の特例)

第6条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化振興事務主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 相模原市文化振興審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
会 長	大森 悟	女子美術大学 芸術学部 美術学科 教授
副会長	中里 和人	東京造形大学 造形学部 デザイン学科 教授
	金子 朋沐枝	相模原市文化協会 副会長
	上條 陽子	相模原芸術家協会 会長
	笹野 章央	公益財団法人 相模原市民文化財団 常務理事
	篠崎 重雄	相模原市民俗芸能保存協会 副会長
	杉森 順子	桜美林大学 芸術文化学群 教授
	鈴木 正彦	光と緑の美術館館長
	戸塚 厚生	相模原市文化財研究協議会 会長
	友田 幸男	相模原市民音楽団体協会 理事長
	樋口 美佐子	相模原音楽家連盟 事務局長
	岩田 ゆず子	公募委員
	三本 博子	公募委員

3 相模原市文化振興審議会開催経過

< 令和元年度 >

回数	日程	内容
第1回	令和元年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ さがみはら文化振興プランの概要と取組経過について ○ 次期文化振興プランの策定に向けた市民意識調査及びヒアリング調査結果について ○ 次期さがみはら文化振興プランの策定に係る考え方について
第2回	令和元年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期さがみはら文化振興プラン（素案）について
第3回	令和元年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期さがみはら文化振興プラン（素案）について

～ 参考（さがみはら文化振興懇話会について） ～

本市では、第2次プランの進捗状況や本市の文化振興にかかる施策等への意見を協議会である「さがみはら文化振興懇話会」で協議してきました。一方で、当該懇話会は合議体としての意思決定は行っておらず、多様化する市民ニーズを踏まえて市が推進する文化振興の方向性等について、専門的な見地から意見を伺う必要があることから、平成30年度をもって当該懇話会を解散し、平成31年4月に「相模原市文化振興審議会」を新たに設置しました。なお、第3次プランの策定に向けた検討は、平成30年度に開催した当該懇話会でも協議を進めてきました。

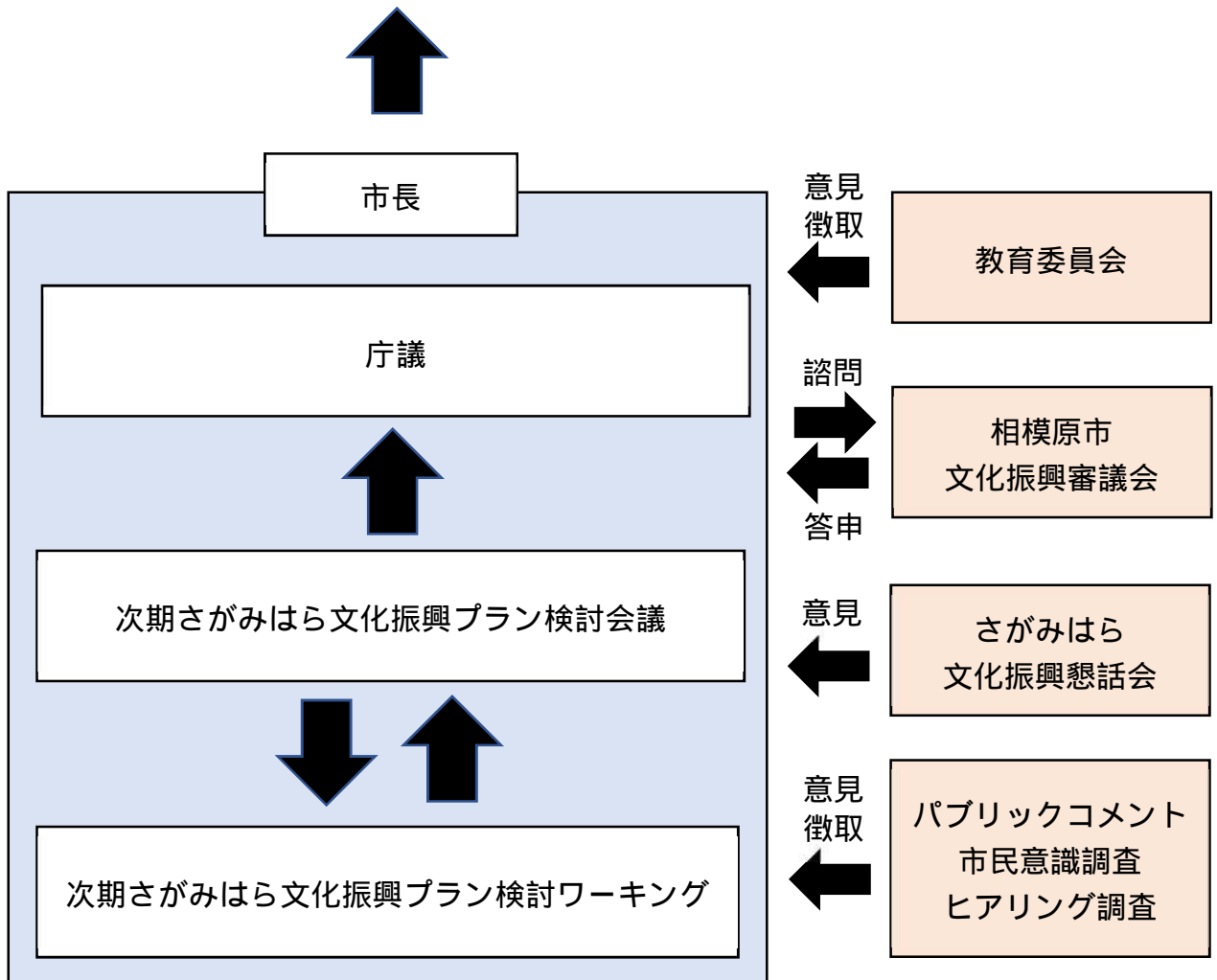
さがみはら文化振興懇話会開催経過

< 平成30年度 >

回数	日程	内容
第1回	平成30年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ さがみはら文化振興プランの取り組み状況について ○ 次期さがみはら文化振興プランの策定に向けた取組について
第2回	平成31年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期文化振興プランの策定に向けた市民意識調査及びヒアリング調査結果について ○ 次期さがみはら文化振興プランの策定に係る考え方について ○ 相模原市文化振興審議会の設置について

4 第3次さがみはら文化芸術振興プラン策定体制

第3次さがみはら文化芸術振興プラン



5 市民意識調査（アンケート調査）

【調査概要】

（１）調査の目的

第２次プラン策定後の文化振興に関する市民の意識や活動状況を把握し、第３次プラン策定案の検討資料とする。

（２）調査の設計

1 調査地域

相模原市全域

2 調査対象

16歳以上の市内在住者

3 標本数

3,000人

4 抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出（外国人含む。）

5 調査方法

郵送調査法（郵送配布 - 郵送回収、はがきによる督促1回）

6 調査期間

平成30年9月7日（金）～9月28日（金）

7 回収数（率）

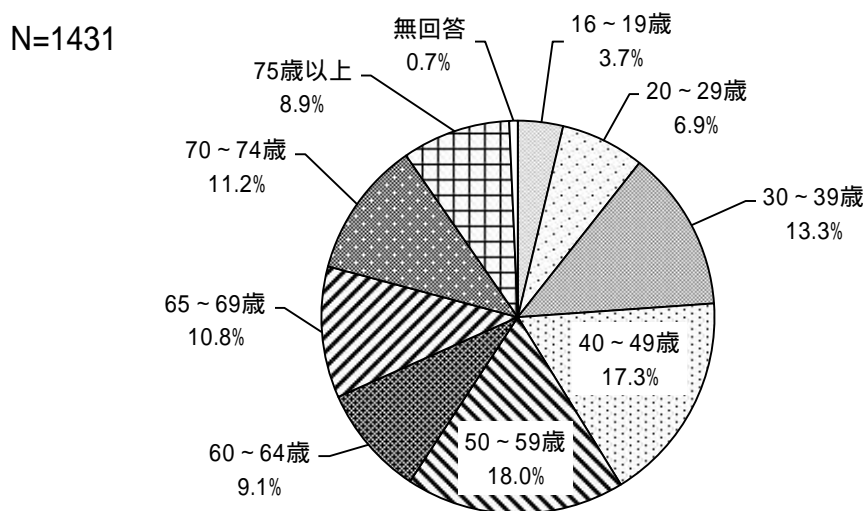
1,431通（47.7%）

【調査結果】

1. 基本属性

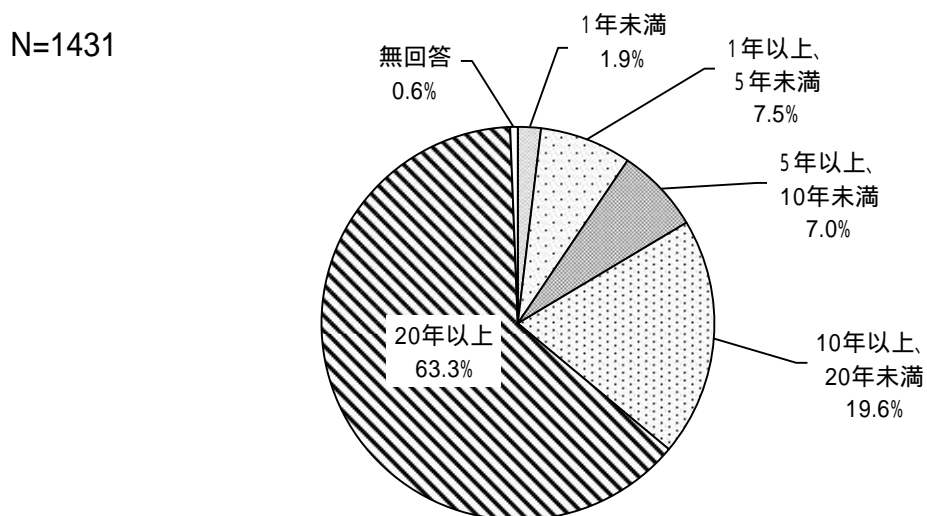
F 1 あなたの年齢を教えてください。(は1つ)

「60歳～69歳」が19.9%と最も多く、ついで「50歳～59歳」が18.0%、「40歳～49歳」が17.3%となっている。



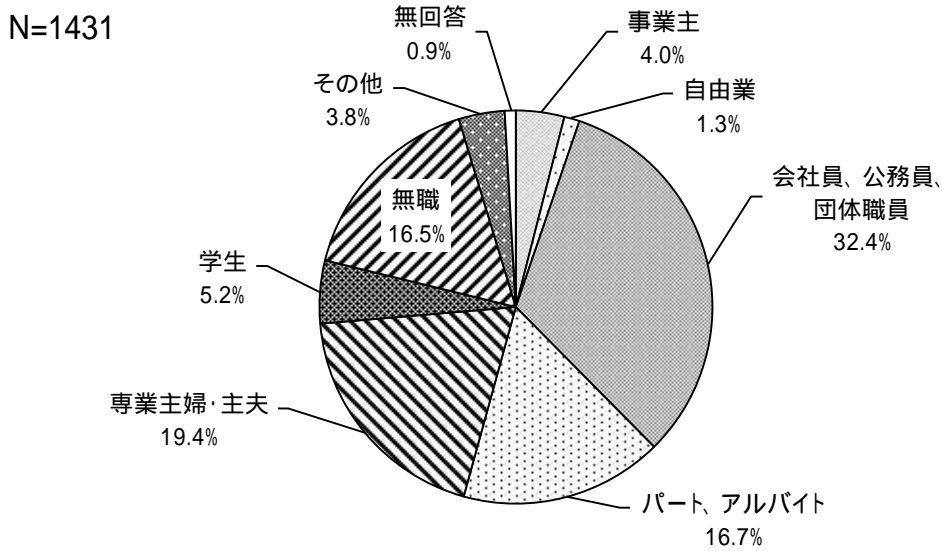
F 2 あなたは、相模原市に住んで何年になりますか。(は1つ)

「20年以上」が63.3%と最も多く、ついで「10年以上、20年未満」が19.6%、「1年以上、5年未満」が7.5%となっている。



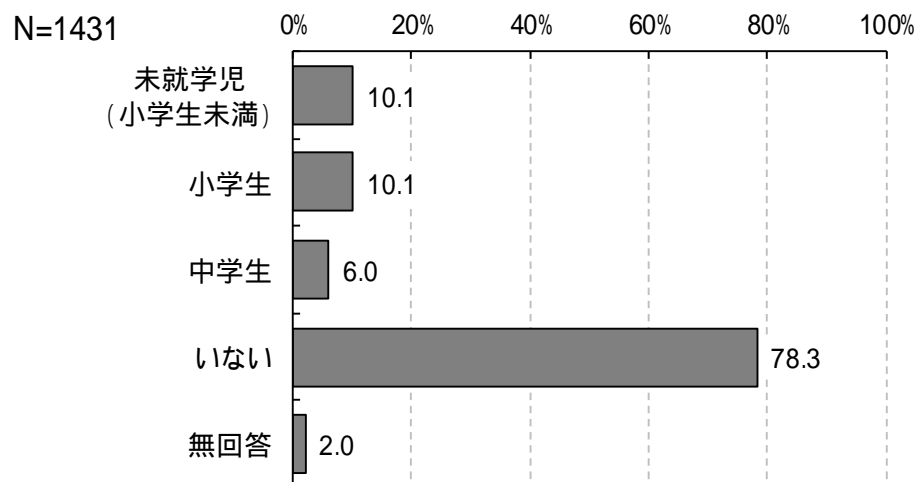
F 3 あなたの職業を教えてください。(は1つ)

「会社員、公務員、団体職員」が 32.4%と最も多く、ついで「専業主婦・主夫」が 19.4%、「パート、アルバイト」が 16.7%となっている。



F 4 あなたには、16歳未満のお子さんがいらっしゃいますか。(同居・別居は問わず) (はいいくつでも)

「いない」が 78.3%と最も多く、ついで「未就学児(小学生未満)」、「小学生」が 10.1%となっている。

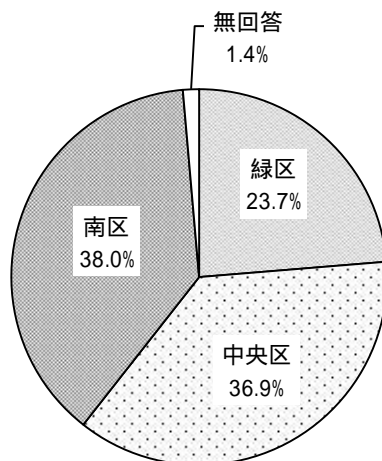


F 5 封筒のあて名の右に記載された記号（A～V）は、あなたのお住まいの地域を表しています。その番号を次の中から選んでください。（ は1つ）

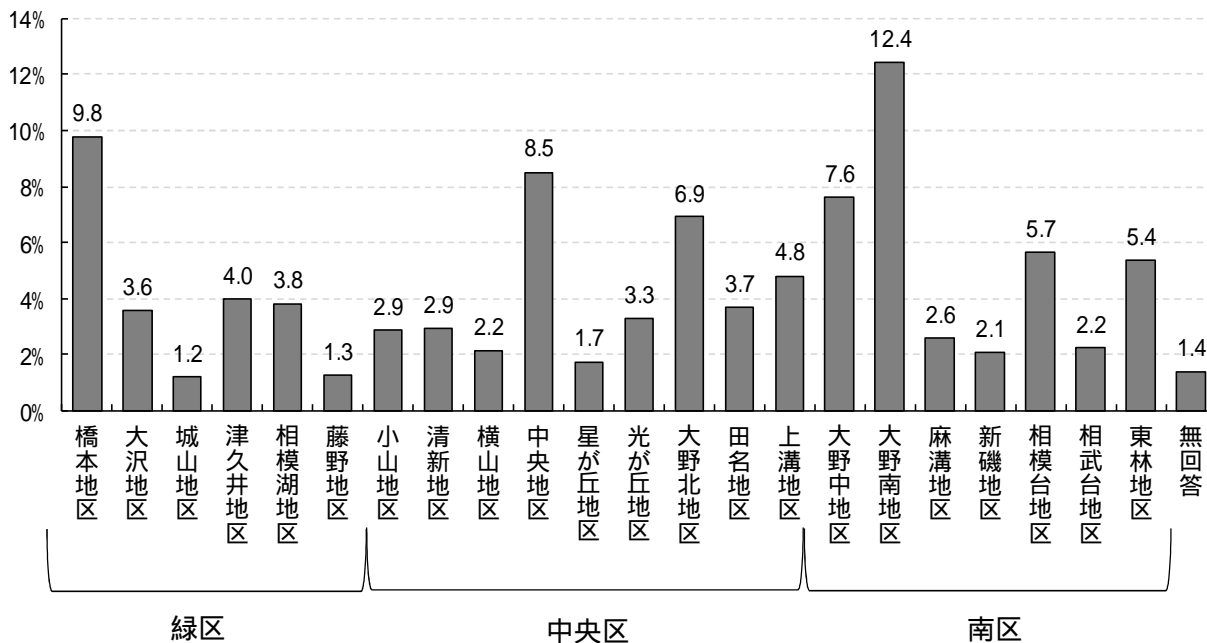
区別にみると、「南区」が38.0%で最も多く、ついで「中央区」が36.9%、「緑区」が23.7%となっている。

地区別にみると、「大野南地区」が12.4%と最も多く、ついで「橋本地区」が9.8%、「中央地区」が8.5%となっている。

N=1431



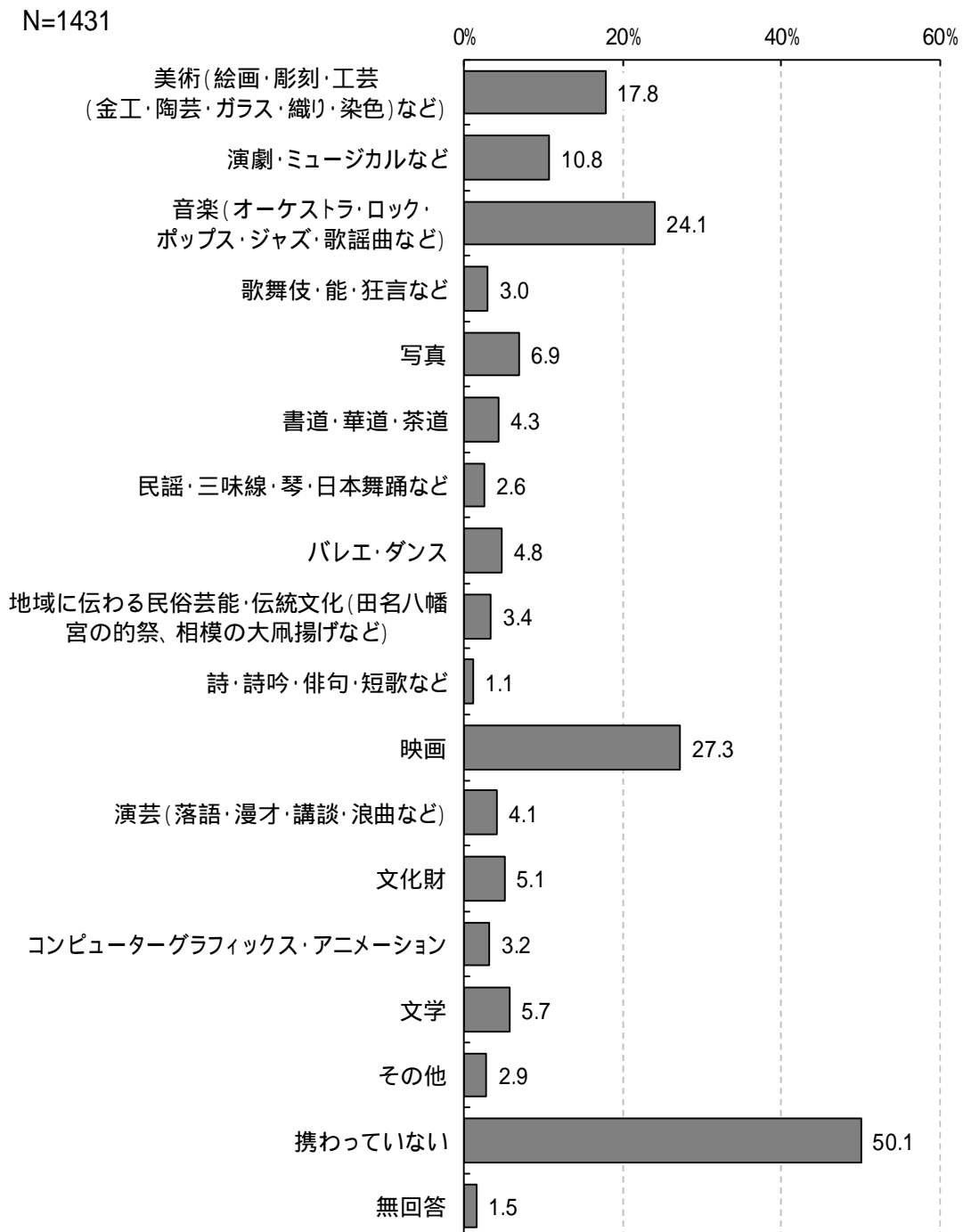
N=1431



2. 文化・芸術とのかかわりについて

問1 あなたは、現在、「文化的な活動」や「文化・芸術の鑑賞」を行うなど文化・芸術に携わっていますか。(はいいくつでも)

文化・芸術に携わっている人の回答としては、「映画」が27.3%と最も多く、ついで「音楽(オーケストラ・ロック・ポップス・ジャズ・歌謡曲など)」が24.1%、「美術(絵画・彫刻・工芸(金工・陶芸・ガラス・織り・染色)など)」が17.8%となっている。

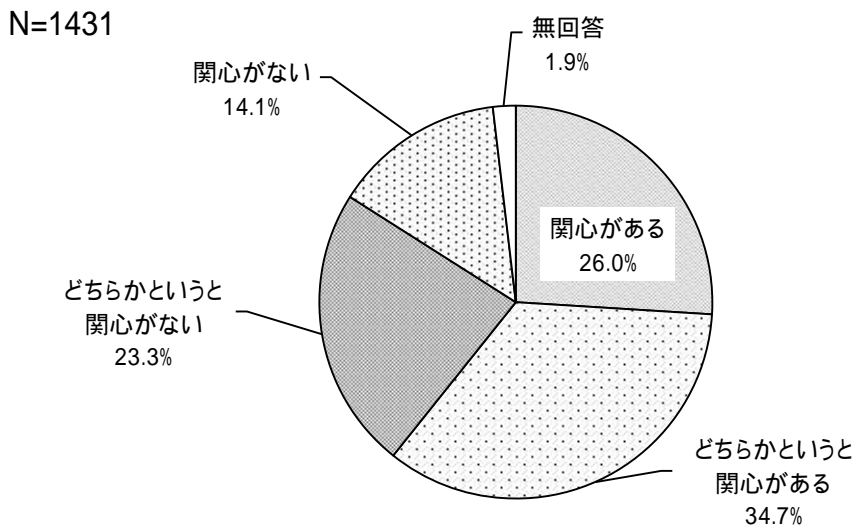


3. 文化的な活動の状況について

問2 あなたは、文化的な活動に関心を持っていますか。(は1つ)

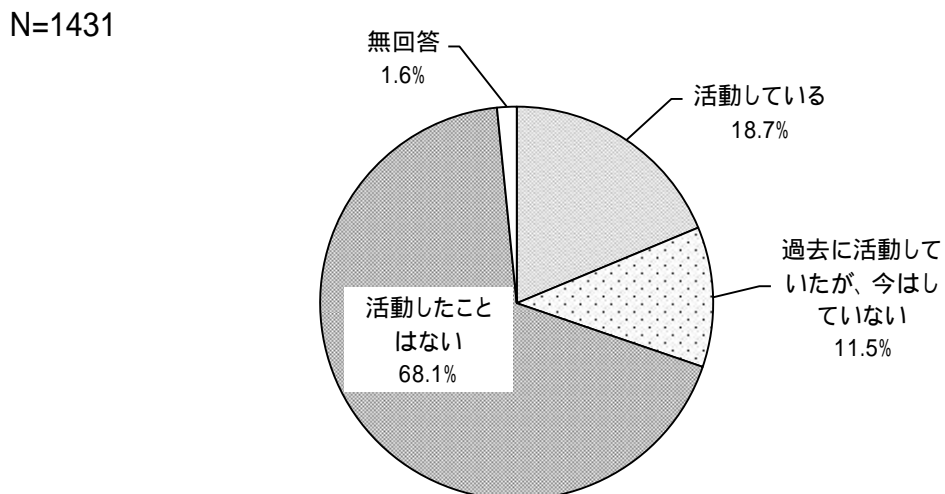
「どちらかというに関心がある」が 34.7%と最も多く、ついで「関心がある」が 26.0%、「どちらかと言うと関心がない」が 23.3%となっている。

「関心がある」(「関心がある」と「どちらかというに関心がある」の合計)が 60.7%、「関心がない」(「どちらかというに関心がない」と「関心がない」の合計)が 37.4%となっている。



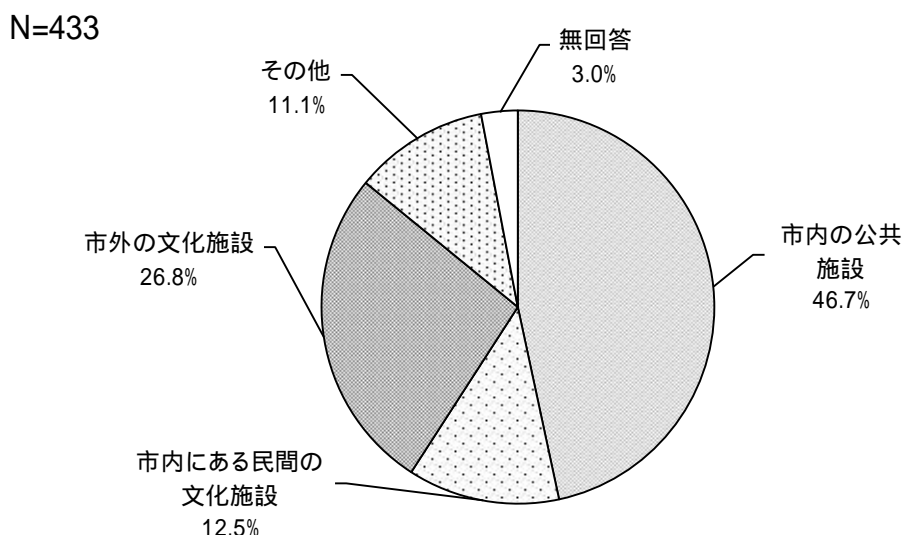
問3 あなたは、過去1年間で文化的な活動をしましたか。(は1つ)

「活動したことはない」が 68.1%と最も多く、ついで「活動している」が 18.7%、「過去に活動していたが、今はしていない」が 11.5%となっている。



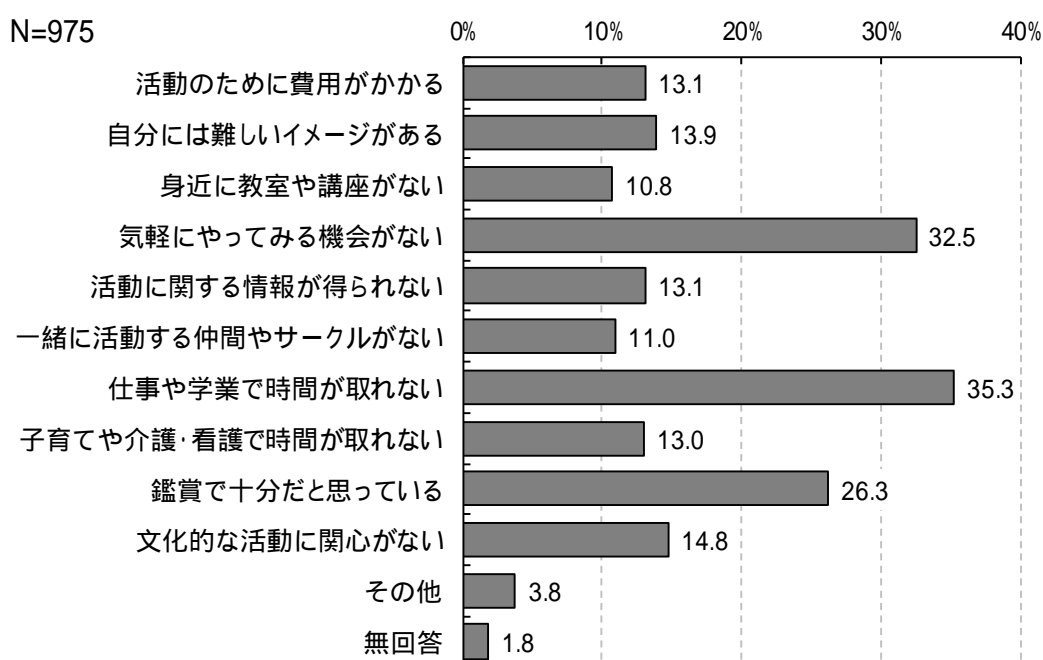
問4 文化的な活動をするために主に利用する（していた）施設・場所を選択してください。（は1つ）

「市内の公共施設」が46.7%と最も多く、ついで「市外の文化施設」が26.8%、「市内にある民間の文化施設」が12.5%となっている。



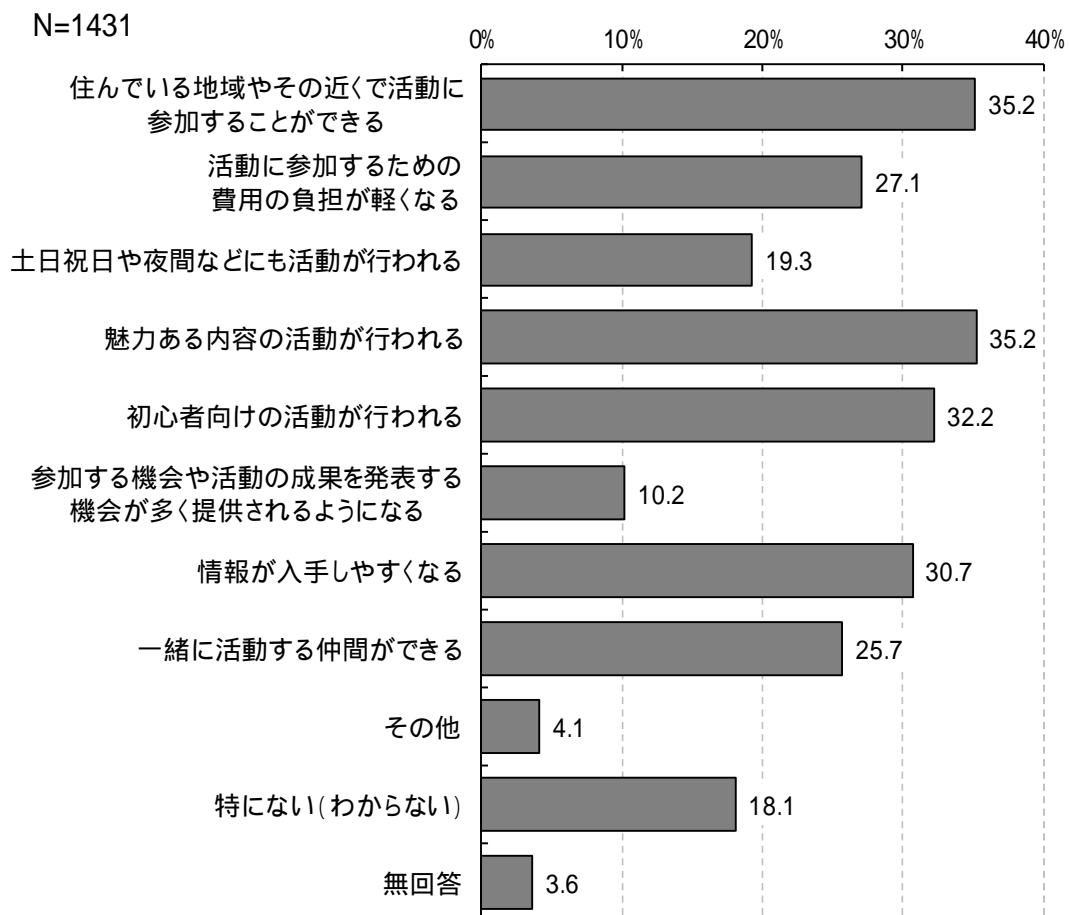
問5 あなたが、文化的な活動をしたことがない理由は何ですか。（はいくつでも）

「仕事や学業で時間が取れない」が35.3%と最も多く、ついで「気軽にやってみる機会がない」が32.5%、「鑑賞で十分だと思っている」が26.3%となっている。



問6 あなたは、どうすれば、文化的な活動に参加しやすくなると思いますか。
(はいくつでも)

「魅力ある内容の活動が行われる」と「住んでいる地域やその近くで活動に参加することができる」が最も多く35.2%、「初心者向けの活動が行われる」が32.2%となっている。

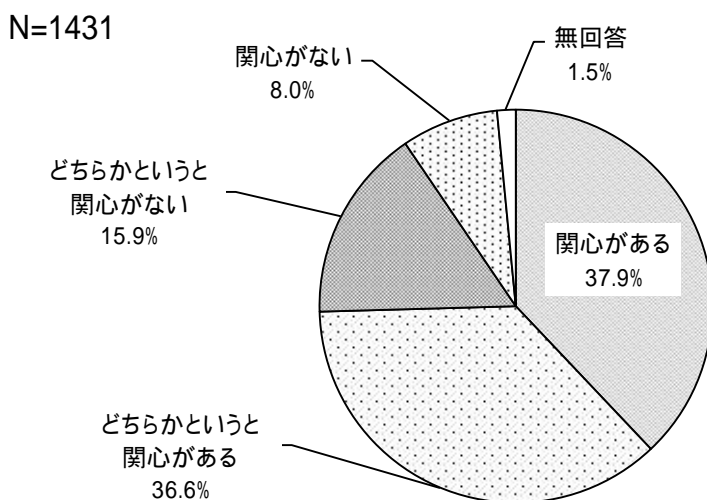


4. 文化・芸術の鑑賞の状況について

問7 あなたは、文化・芸術の鑑賞に関心を持っていますか。(は1つ)

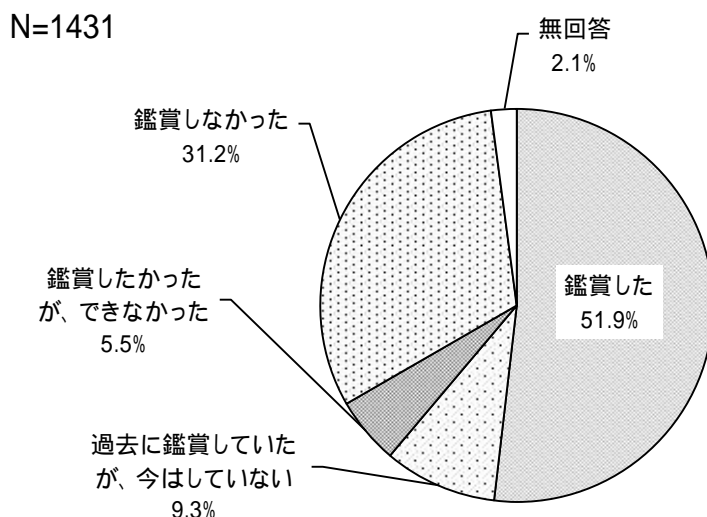
「関心がある」が 37.9%と最も多く、ついで「どちらかというに関心がある」が 36.6%、「どちらかと言うに関心がない」が 15.9%となっている。

「関心がある」(「関心がある」と「どちらかというに関心がある」の合計)が 74.5%、「関心がない」(「どちらかというに関心がない」と「関心がない」の合計)が 23.9%となっている。



問8 あなたは、過去1年間で文化・芸術を鑑賞しましたか。(は1つ)

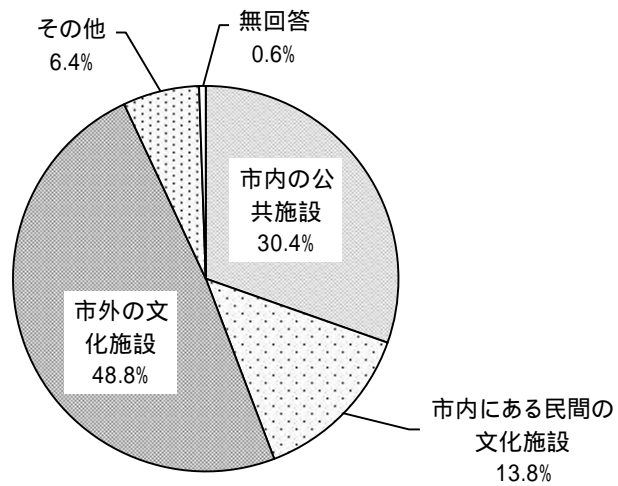
「鑑賞した」が 51.9%と最も多く、ついで「鑑賞しなかった」が 31.2%、「過去に鑑賞していたが、今はしていない」が 9.3%となっている。



問9 鑑賞のために主に利用する(していた)施設・場所を選択してください。
(は1つ)

「市外の文化施設」が48.8%と最も多く、ついで「市内の公共施設」が30.4%、「市内にある民間の文化施設」が13.8%となっている。

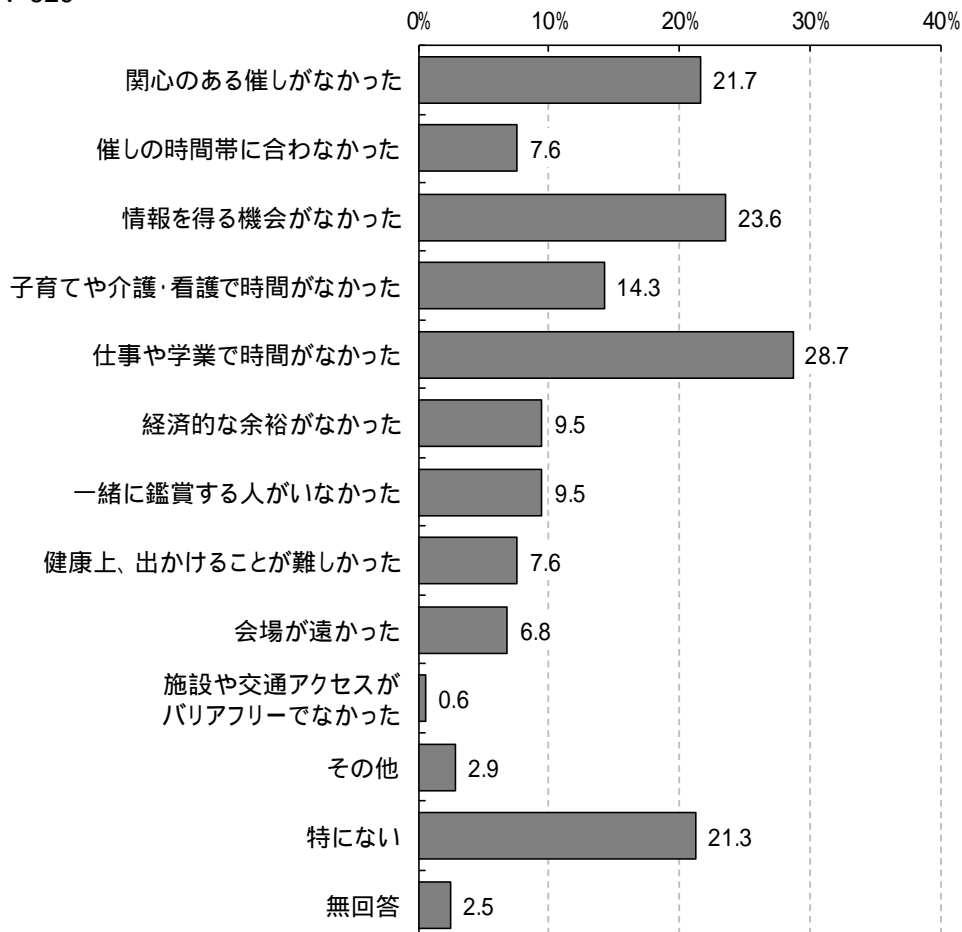
N=875



問10 あなたが文化・芸術を鑑賞しなかった（できなかった）理由は何ですか。
（はいくつでも）

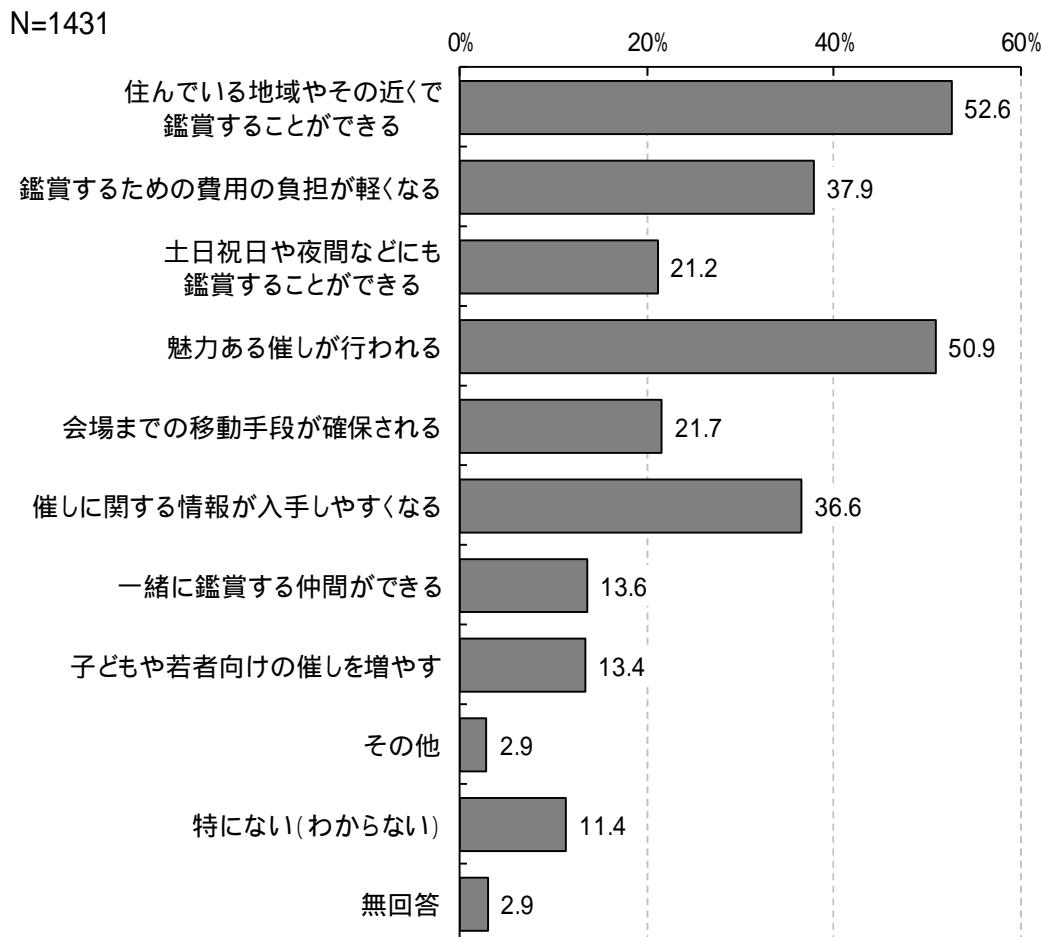
「仕事や学業で時間がなかった」が28.7%と最も多く、ついで「情報を得る機会がなかった」が23.6%、「関心のある催しがなかった」が21.7%となっている。

N=526



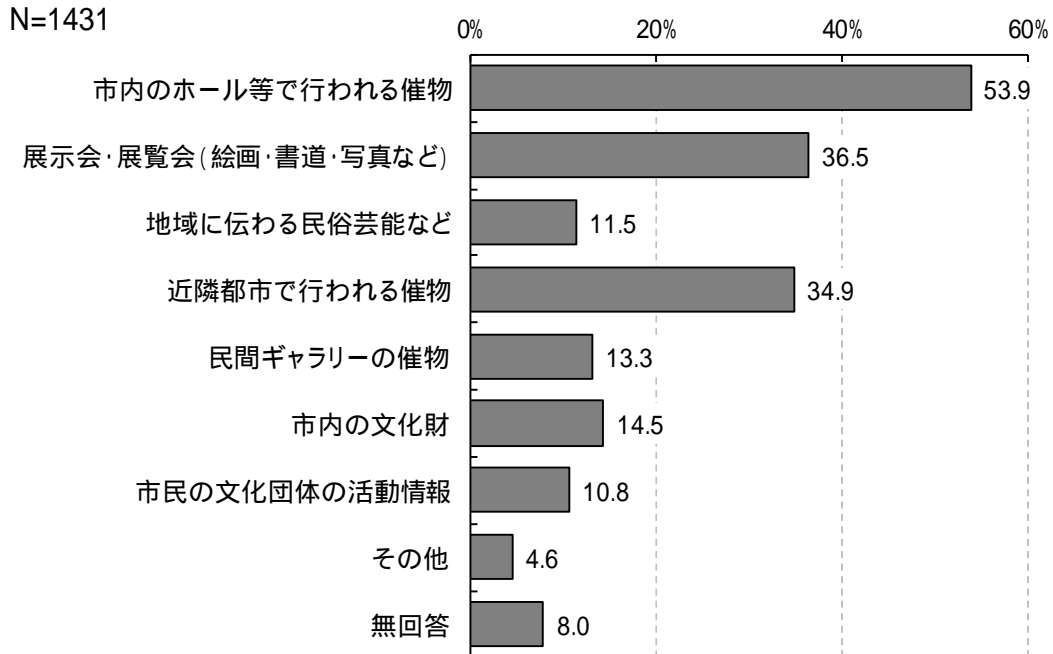
問 11 あなたは、どうすれば、文化・芸術を鑑賞しやすくなると思いますか。
(はいくつでも)

「住んでいる地域やその近くで鑑賞することができる」が 52.6%と最も多く、ついで「魅力ある催しが行われる」が 50.9%、「鑑賞するための費用の負担が軽くなる」が 37.9%となっている。



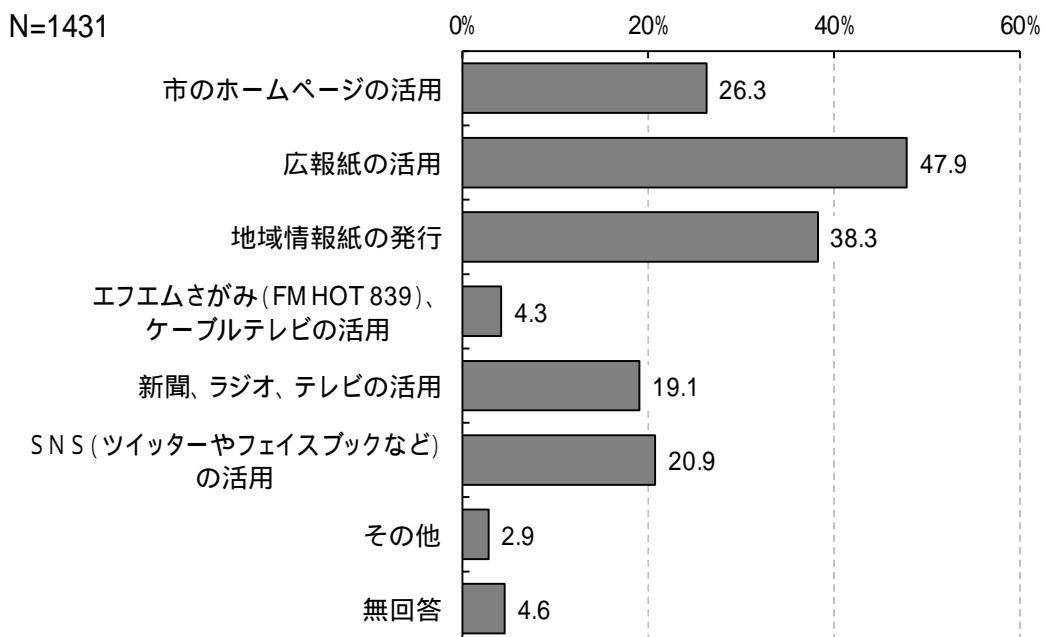
問 12 あなたが、知りたい文化・芸術の情報は何か。(はいくつでも)

「市内のホール等で行われる催物」が 53.9%と最も多く、ついで「展示会・展覧会(絵画・書道・写真など)」が 36.5%、「近隣都市で行われる催物」が 34.9%となっている。



問 13 あなたは、市内の文化・芸術の情報を知るためにはどんな情報提供の方法が効果的だと思います。(は2つまで)

「広報紙の活用」が 47.9%と最も多く、ついで「地域情報紙の発行」が 38.3%、「市のホームページの活用」が 26.3%となっている。

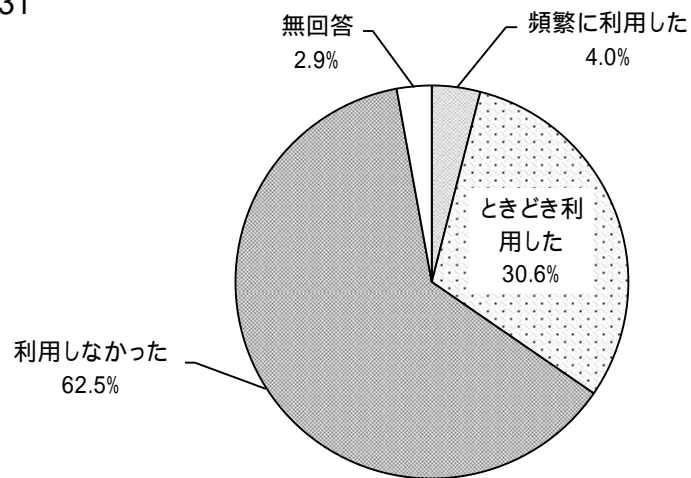


5. 文化的な活動や文化・芸術の鑑賞にかかる施設の利用状況について

問 14 あなたは、この1年間で市内にある「公共施設（ホールや公民館等）」や「民間の文化・芸術施設」を文化的な活動や鑑賞を行うために利用しましたか。
（ は1つ）

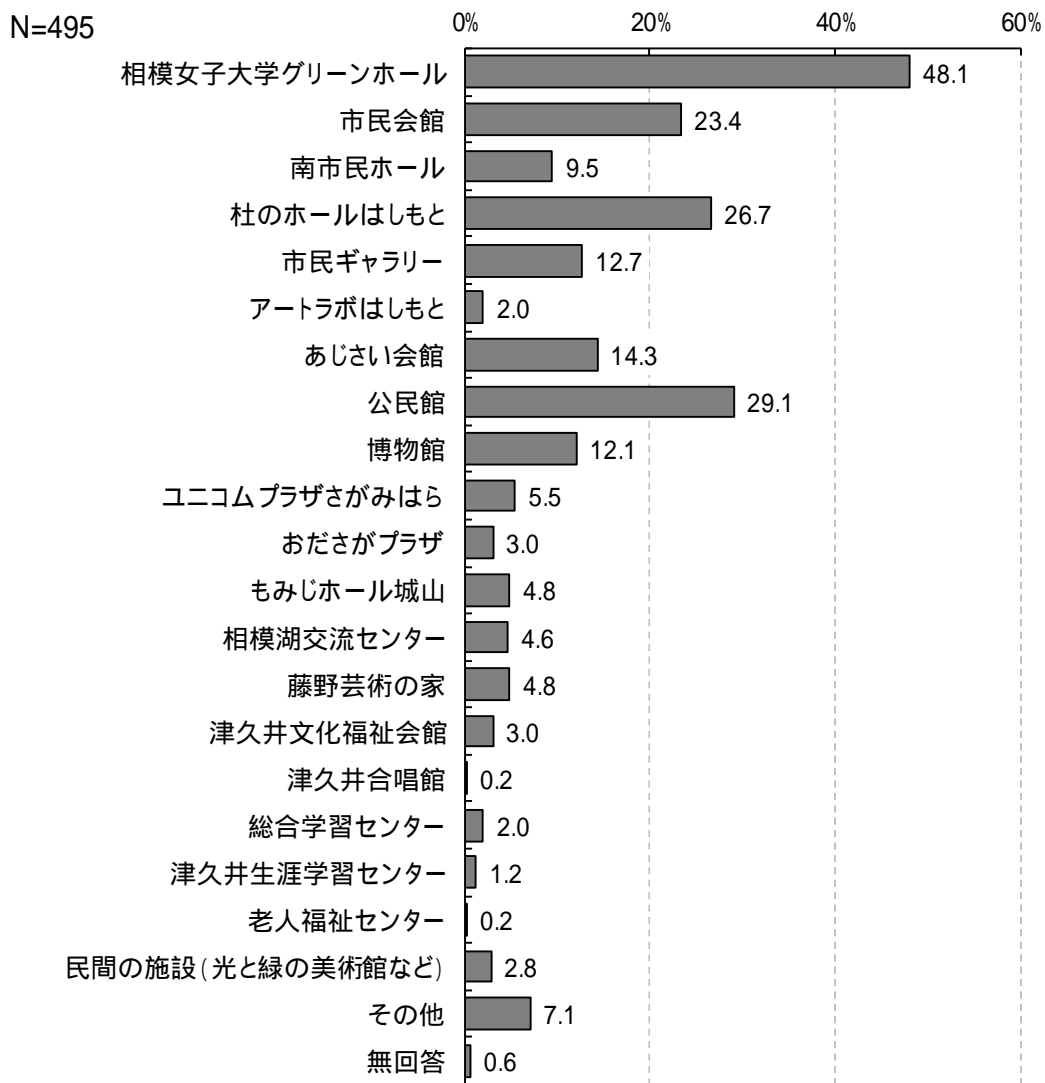
「利用しなかった」が62.5%と最も多く、ついで「ときどき利用した」が30.6%、「頻繁に利用した」が4.0%となっている。

N=1431



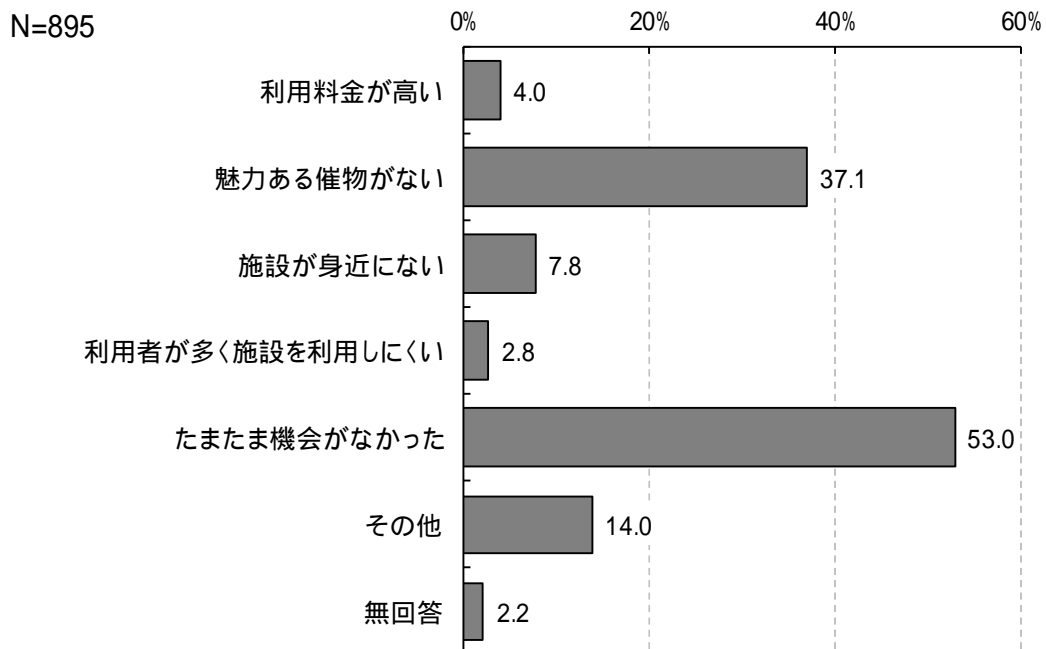
問 15 あなたは、どの施設を利用しましたか。(はいくつでも)

「相模女子大学グリーンホール」が 48.1%と最も多く、ついで「公民館」が 29.1%、「杜のホールはしもと」が 26.7%となっている。



問 16 あなたが、施設を利用しなかった理由は何ですか。(はいくつでも)

「たまたま機会がなかった」が 53.0%と最も多く、ついで「魅力ある催物がない」が 37.1%、「施設が身近にない」が 7.8%となっている。



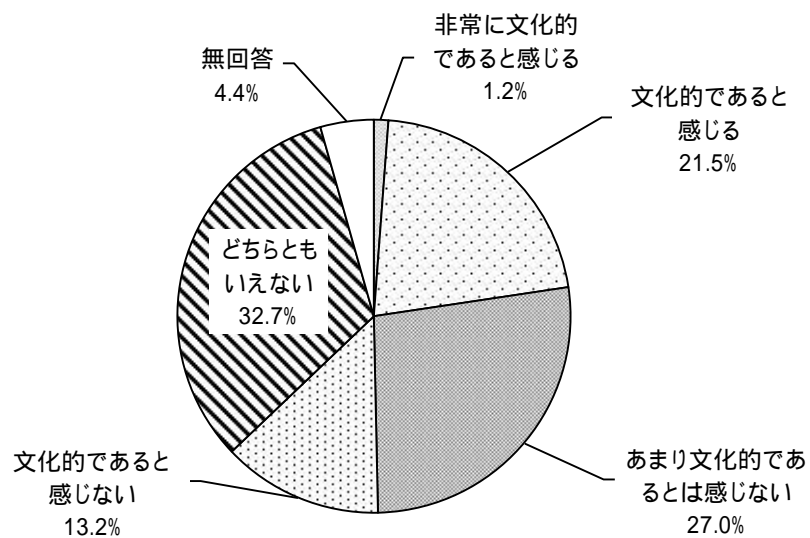
6. 相模原市の街のイメージや文化的な環境について

問 17 あなたは、相模原市が文化的な環境であると感じますか。(は1つ)

「どちらともいえない」が 32.7%と最も多く、ついで「あまり文化的であるとは感じない」が 27.0%、「文化的であると感じる」が 21.5%となっている。

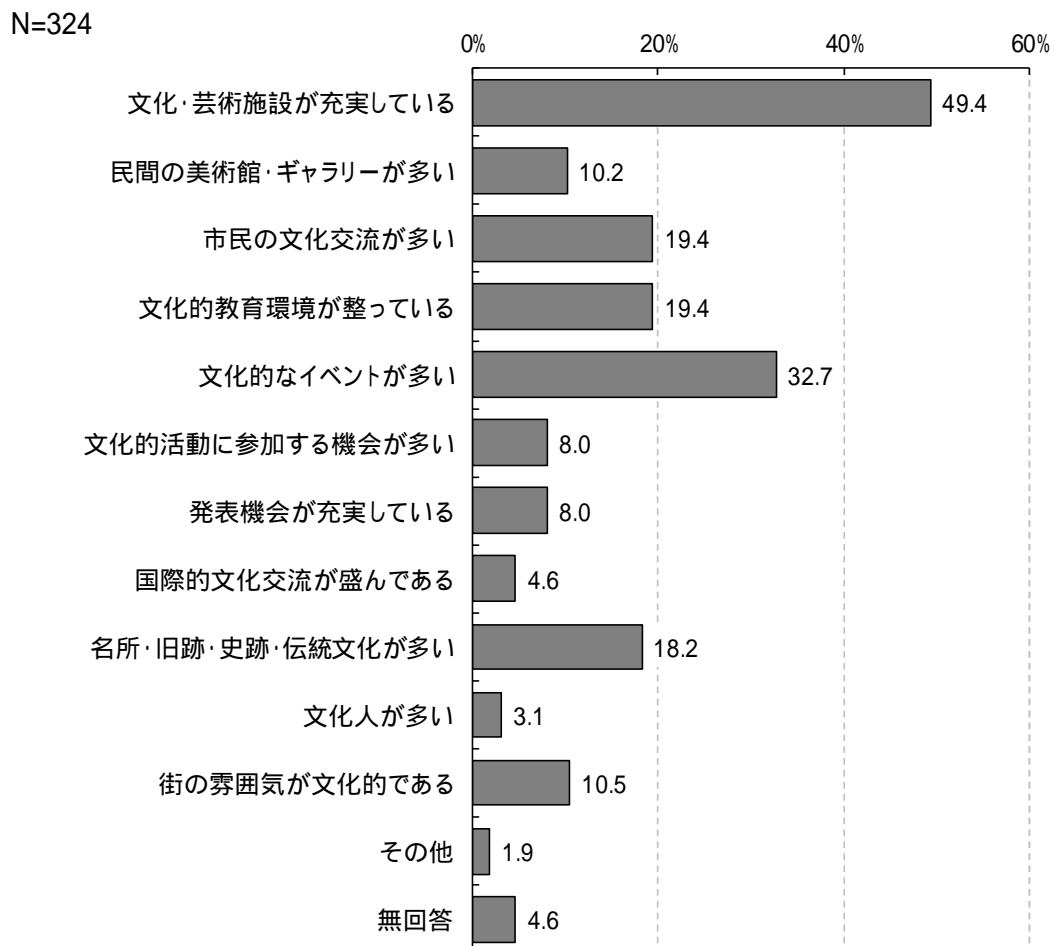
“文化的であると感じる”(「非常に文化的であると感じる」と「文化的であると感じる」の合計)が 22.7%、文化的であると感じない”(「あまり文化的であるとは感じない」と「文化的であると感じない」の合計)が 40.2%となっている。

N=1431



問 18 あなたが、相模原市を文化的な環境であると感じる（感じない）理由は何ですか。
（ は3つまで）

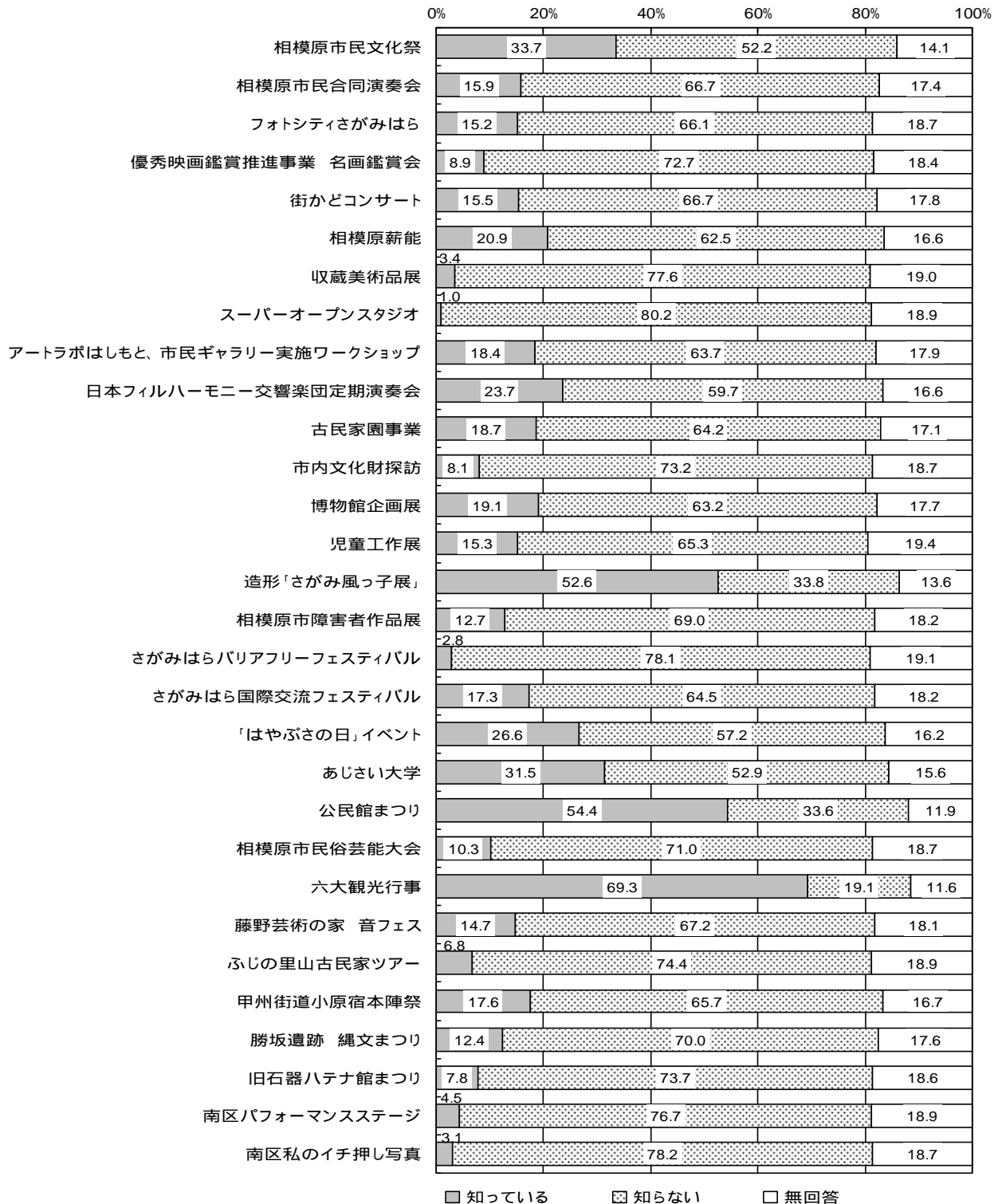
相模原市を文化的な環境であると感じる理由では、「文化・芸術施設が充実している」が49.4%と最も多く、
ついで「文化的なイベントが多い」が32.7%、「市民の文化交流が多い」、「文化的教育環境が整っている」が
19.4%となっている。



7. 相模原市の取組について

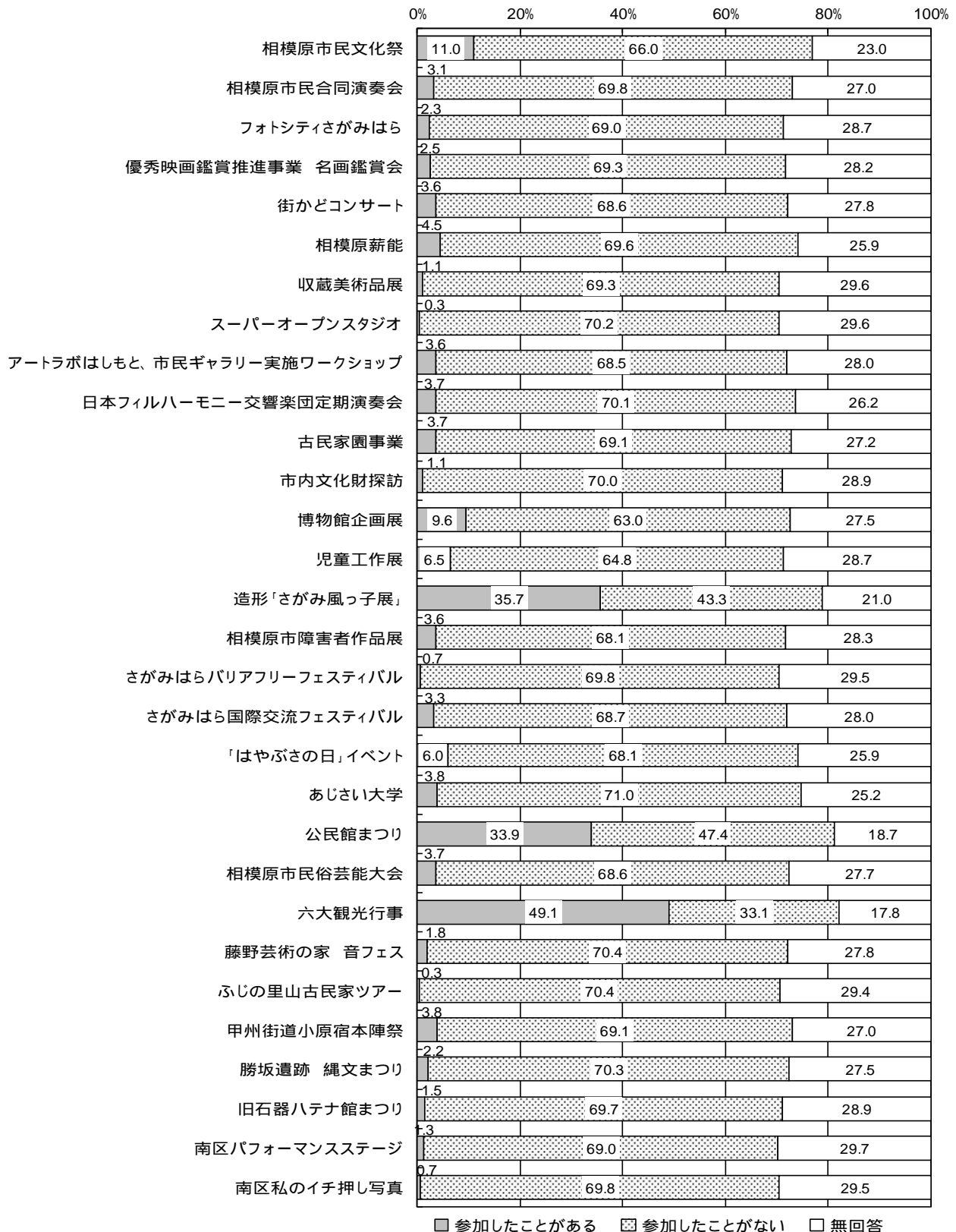
問 19-1 あなたが、以下の事業のうち知っているものはどれですか。また、実際に鑑賞又は参加したことがあるものを選んでください。(はそれぞれ1つずつ)
(認知度)

認知度について、「六大観光行事」が69.3%と最も多く、ついで「公民館まつり」が54.4%、「造形「さがみ風っ子展」」が52.6%となっている。



問 19-2 あなたが、以下の事業のうち知っているものはどれですか。また、実際に鑑賞又は参加したことがあるものを選んでください。(はそれぞれ1つずつ)
(参加状況)

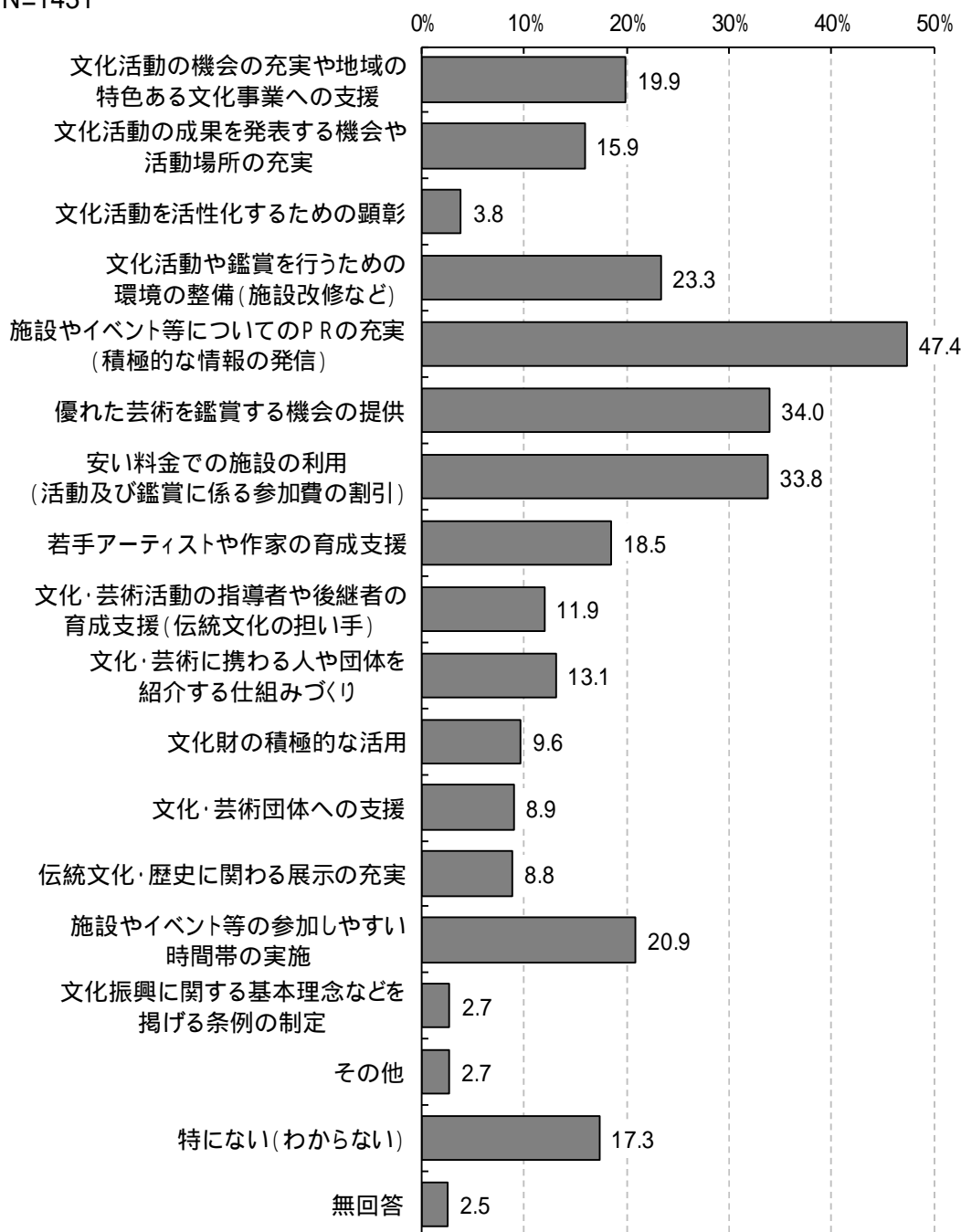
参加状況では、「六大観光行事」が49.1%と最も多く、ついで「造形「さがみ風っ子展」」が35.7%、「公民館まつり」が33.9%となっている。



問 20 あなたが今後、文化的な活動や鑑賞を活発に行うために、相模原市の文化政策に期待することは何ですか。(はいくつでも)

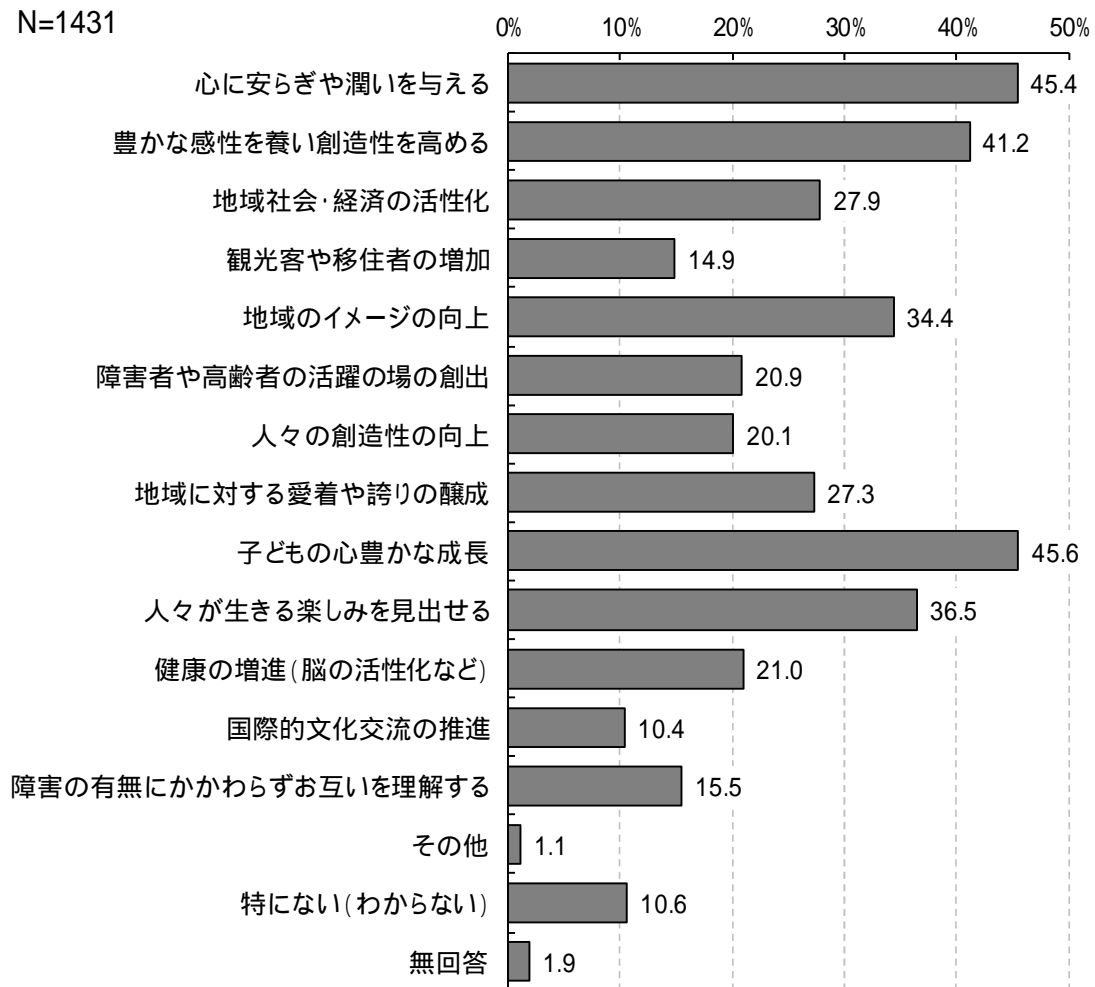
「施設やイベント等についてのPRの充実(積極的な情報の発信)」が47.4%と最も多く、ついで「優れた芸術を鑑賞する機会の提供」が34.0%、「安い料金での施設の利用(活動及び鑑賞に係る参加費の割引)」が33.8%となっている。

N=1431



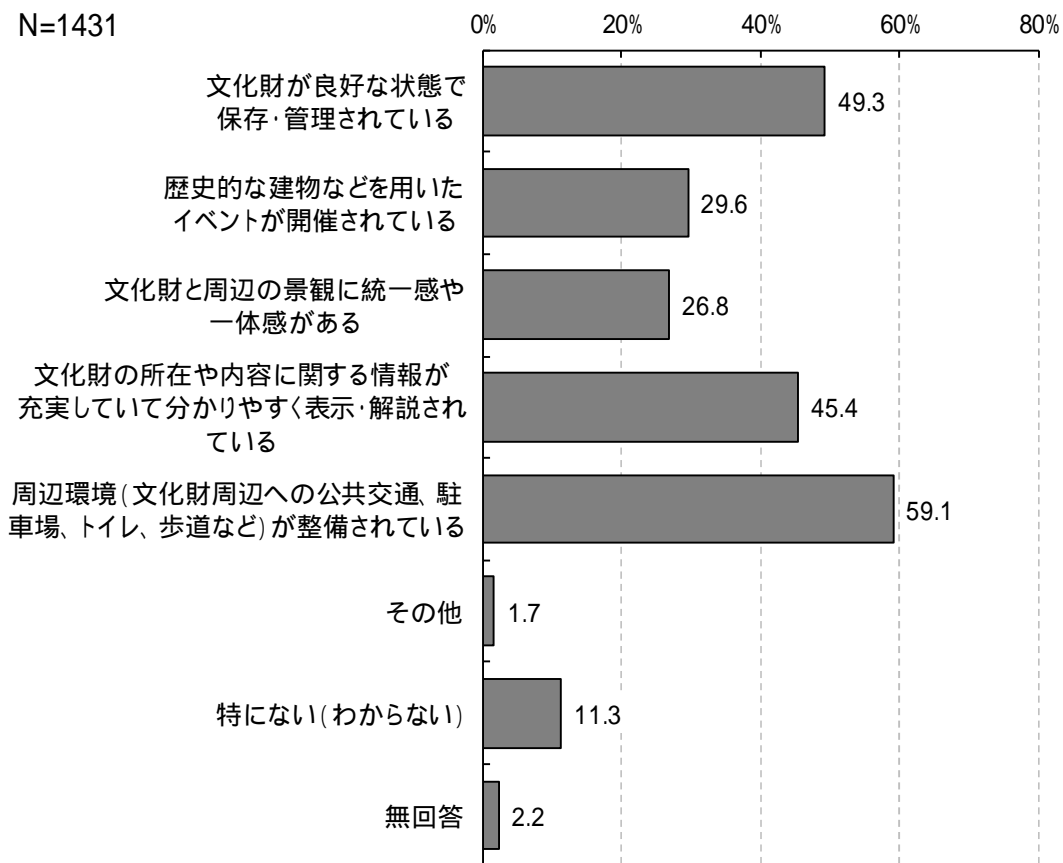
問 21 あなたは、文化政策を推進することにより、どのような効果があると思いますか。
(はいくつでも)

「子どもの心豊かな成長」が 45.6%と最も多く、ついで「心に安らぎや潤いを与える」が 45.4%、「豊かな感性を養い創造性を高める」が 41.2%となっている。



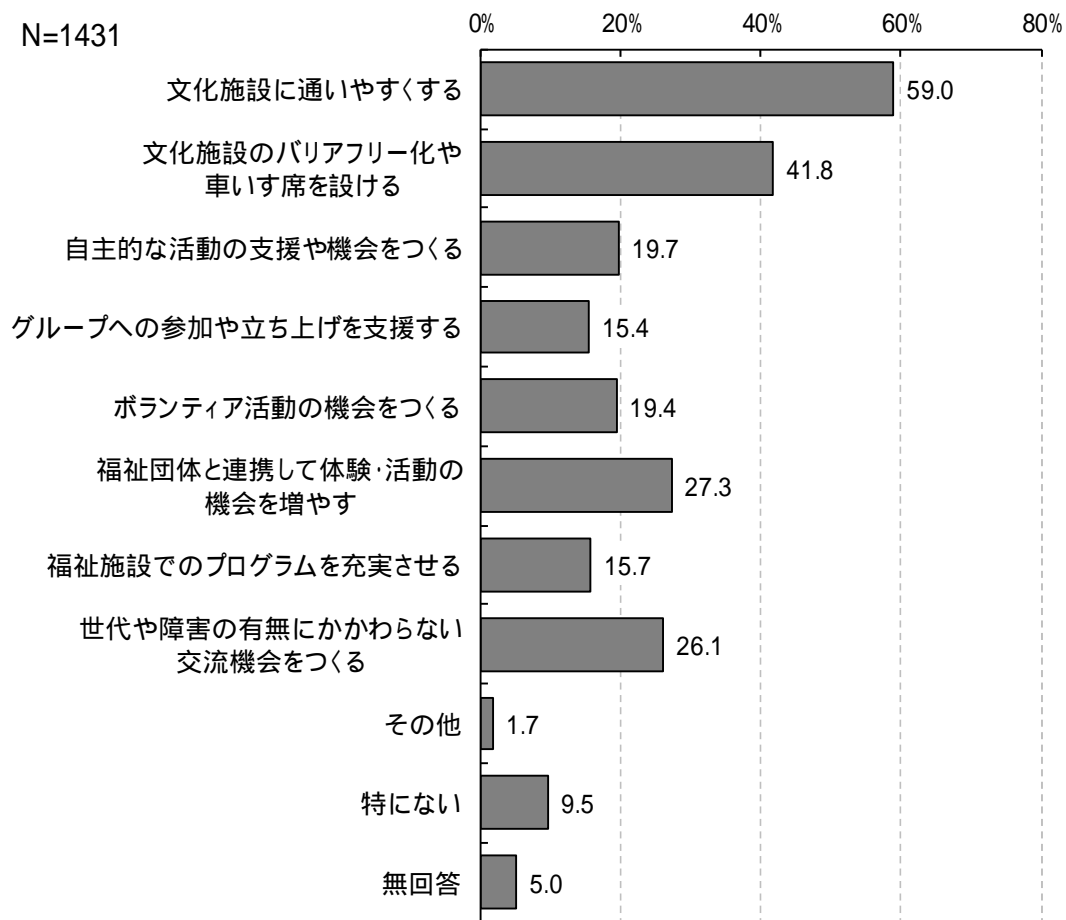
問 22 あなたは、文化財を観光の資源として魅力あるものにしていくためには、どのようなことが重要だと思いますか。(はいくつでも)

「周辺環境(文化財周辺への公共交通、駐車場、トイレ、歩道など)が整備されている」が 59.1%と最も多く、ついで「文化財が良好な状態で保存・管理されている」が 49.3%、「文化財の所在や内容に関する情報が充実していて分かりやすく表示・解説されている」が 45.4%となっている。



問 23 あなたは、高齢者や障害者の文化・芸術の体験や活動をもっと活発にするために、どのようなことが重要だと思いますか。(はいくつでも)

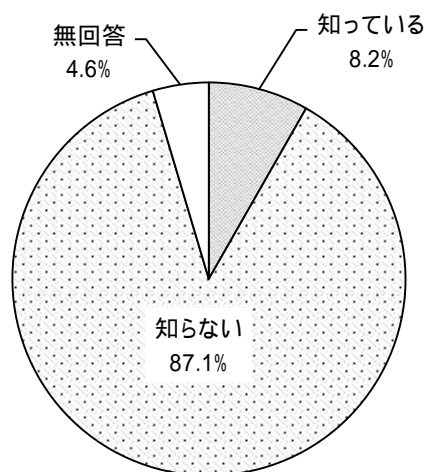
「文化施設に通いやすくする」が 59.0%と最も多く、ついで「文化施設のバリアフリー化や車いす席を設ける」が 41.8%、「福祉団体と連携して体験・活動の機会を増やす」が 27.3%となっている。



問 24 相模原市では、美術館の整備に取り組んでいます。整備に向けた検討をしていることを知っていますか。

「知らない」が 87.1%、「知っている」が 8.2%となっている。

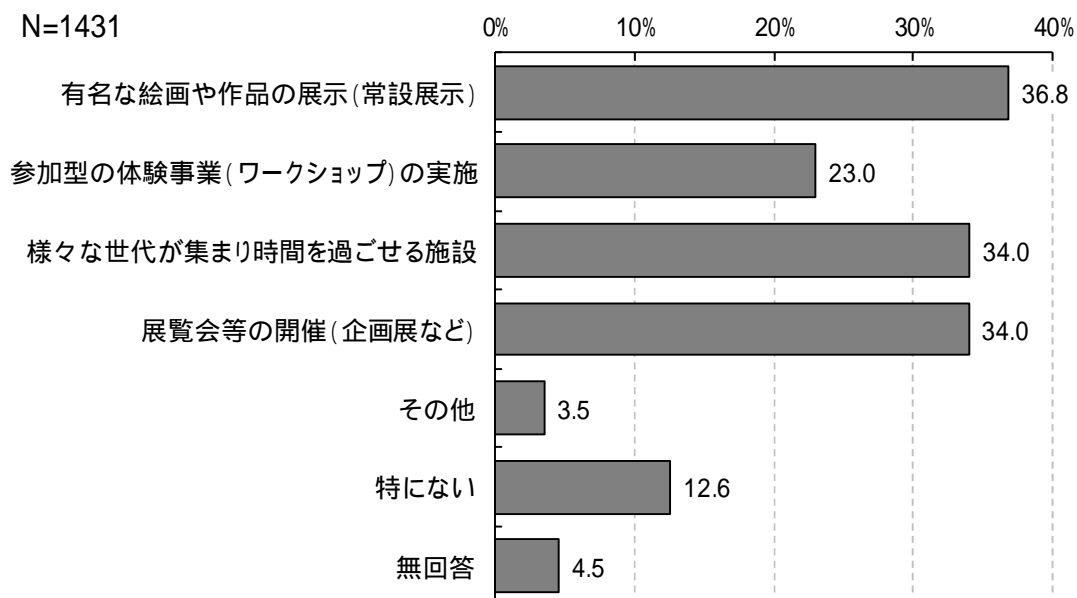
N=1431



問 25 あなたが、美術館を整備する際に望むことは何ですか。(は2つまで)

「有名な絵画や作品の展示(常設展示)」が 36.8%と最も多く、ついで「様々な世代が集まり時間を過ごせる施設」が 34.0%、「展覧会等の開催(企画展など)」が 34.0%となっている。

N=1431



6 用語集

1 《部門別計画》

相模原市総合計画の基本構想に定める「都市像」の実現のための「基本目標」と基本計画に定める「施策の方向性及び成果指標」を達成するための補完的かつ具体的な計画

2 《持続可能な開発目標（SDGs）》

平成27年9月の国際連合総会において採択された「持続可能な開発目標（SDGs = Sustainable Development Goals）」のこと。すべての人が平和と豊かさを楽しむことができる社会の実現を呼び掛けており、17のゴールが掲げられている。

3 《ステークホルダー》

企業、行政、NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者

4 《プラットフォーム》

関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組み

5 《アートフィールド》

アートに関わる多様な活動を展開するエリア（自然と都市が共生する本市及びその周辺）

6 《さがプロ 2020 文化事業》

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、文化の振興を通じて本市の発展を図り、次代に継承していく文化事業

7 《ワークショップ》

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。第3次プランでは、美術や演劇などで表現者や鑑賞者といった従来の枠組みを超えた参加者全員による共同作業のことを指す。

8 《さがみ風っ子文化祭》

子どもたちの豊かな人間性の育成を目的に、小中学校における日頃の教育活動の成果を発表する催し

9 《あじさい大学》

高齢者が心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活を送るため、学習活動を通して仲間づくりをしながら、知識と技能の習得を図る事業

10 《SUPER OPEN STUDIO》

アーティストのスタジオ（制作場所）を公開することに主軸をおいたアート・プロジェクト

11 《ふれあい文化講座》

障害のある人の文化活動を支援し、社会参加の促進を図ることを目的として実施する文化講座

12 《情報紙 Move》

公益財団法人相模原市民文化財団が発行する相模原市文化会館（相模女子大学グリーンホール）杜のホールはしもと、相模原南市民ホール及びもみじホール城山で催される事業を中心に、芸術文化情報をまとめた情報紙

13 《文化財調査・普及員》

文化財のパトロールや文化財関係の事業に従事するスタッフ

14 《ユニコムプラザさがみはら（市民・大学交流センター）》

地域活動や市民活動を行う市民と高度な専門性や豊富な人材を有する大学が連携して、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図る拠点

15 《藤野ふるさと芸術村メッセージ事業》

芸術家や市民が企画する文化事業等を支援する事業

16 《アイデンティティ》

「自分が自分であることの認識」の意味で、第3次プランでは子どもの個性や特徴のことを指す。

17 《文化芸術発表・交流活動支援事業》

文化活動の発表の機会を提供するため、施設使用料等の一部を助成する事業

18 《銀河連邦各共和国》

JAXA（宇宙航空研究開発機構）の研究施設がある6市町（秋田県能代市、岩手県大船渡市、相模原市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町、北海道大樹町）からなるユーモアとパロディの精神で組織した連邦国家

19 《ユニバーサルデザイン》

障害の有無や年齢などにかかわらず、はじめから「誰もが」普通に使えるものやサービスを提供する考え方

20 《シビックプライド》

市民が都市（まち）に対して持つ「誇り」や「愛着」や「共感」のことで、まちをより良い場所にするために関わっているという意識を伴う、ある種の当事者意識に基づく自負心

【出典：読売広告社都市生活研究所『シビックプライド - 都市のコミュニケーションをデザインする』】

